

人 口 増 強 爭 興 在 の 基

# 人 口 問 題 研 究

第 四 卷 第 七 號

昭和八年七月刊行

## 調査研究

結婚持続期間より見たる子女數別夫婦の分布………岡崎文規(一)  
本邦死産率に關する統計的研究 第一報………金子章(一一)

## 彙報

大東亞の諸國家諸民族に對する施策方針に關する東條首相の議會聲明——地方行政刷新強化方策要綱の閣議決定——工場就業時間制限令廢止の件公布——勞務調整令中改正の件公布——賃金統制令中改正の件公布——賃金統制令施行規則中改正の件公布——賃金統制令施行規則に關する厚生省告示——國民勤勞報國協力令中改正の件公布——工場法戰時特例の公布——工場法戰時特例施行規則の公布——工場法施行規則中改正の件公布——鑛夫就業扶助規則の特例に關する件公布——鑛夫就業扶助規則中改正の件公布——關東州勞務調整令の公布——國民職業能力申告令中改正の件公布——勤勞顯功章令改正の件公布——勞務動態調査規則中改正の件公布——國民服制式特例の件公布——民族研究所官制中改正の件公布——食糧管理法施行規則中改正の件公布——外地に於ける米穀の生產奨勵に關する法律の公布——食糧增產に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒——學徒戰時動員體制確立要綱の決定——統制會に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱の決定——日滿農政研究會の滿洲開拓第二次五ヶ年計畫に關する希望決議——長野縣小縣井口神科村の結婚斡旋制度——財團法人人口問題研究會の富山、福井兩市に於ける人口問題懇談會並に同講演會の開催

## 文獻

邦文人口問題關係文獻(三八)



厚生省研究所

人口民族部

# 人口問題研究

第四卷 第七號

## 調査研究

### 結婚持続期間より見たる子女

#### 數別夫婦の分布

岡崎文規

経過するにつれて、子女數別に夫婦の分布してゐる状態を明らかにすることを目的としてゐる。例へば或一團の夫婦について、結婚後一年には、その幾割は無子夫婦であり、またその幾割は一子をもつ夫婦であるが、結婚後二年には、その幾割は無子夫婦、その幾割は一子をもつ夫婦、その幾割は二子をもつ夫婦であるかを明らかにしようといふのである。

しかし、この場合、夫婦の出産力は結婚年齢特に妻の結婚年齢によつて著しく差等があるから、妻の結婚年齢が同一である夫婦の一團を選択することは望ましい。そこで、私は妻の初婚年齢二十二歳の夫婦と二十五歳の夫婦とを選び出すことにした。何故に妻の初婚年齢の異なる二つの夫婦の集團を選定したかといへば、最近における妻の平均結婚年齢は約二十五歳であるが、この集團の夫婦における子女數別夫婦の分布は、結婚持続期間の経過につれて、如何なる状態を示すものであるか、また「人口政策確立要綱」において要望せられてゐる如く、結婚年齢を三年早めて、妻の平均結婚年齢が約二十二歳に低下した場合、子女數別夫婦の分布は、結婚持続期間の経過につれて、如何なる状態を示すものであるかを比較対照しよう考へたからである。

本誌第一卷第七號「出産力調査速報特輯號」において、「出産力調査」の結果を概説し、そのなかで、結婚持続期間別による一夫婦當り平均出生兒數についても、相當に詳細なる報告をしておいた。

いま、觀點をかへて、「出産力調査」の結果に基いて、結婚持続期間より見たる子女數別夫婦の分布を觀察しようとおもふ。これは結婚持続期間の甚だ好都合であるが、妻の年齢が未だ四十四、五歳に達せざる夫婦すべ

て除外することとなり、観察數は著しく少くなるから、こゝでは結婚持続期間十五年の夫婦をとることとした。従つて妻の初婚年齢二十二歳の夫婦

については、妻の年齢は三十七歳、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦については、妻の年齢は四十歳に達したものが観察の対象となつてゐる。

第一表 妻の初婚年齢二十二歳の夫婦に於ける結婚経過年數より見たる子女數別夫婦の分布

## 結婚持続期間より見たる子女数別夫婦の分布

であり、一兒をもつ夫婦の約一割五分、五兒をもつ夫婦の約一割二分が高く、無子の夫婦は僅か三分七厘である。

結婚持続期間十一年乃至十三年では、結婚持続期間十年の場合と同様、四兒をもつ夫婦の割合が常に最高であるが、五兒以上をもつ夫婦の割合は次第に増加し、二兒および三兒をもつ夫婦の割合はやゝ減少してゐる。し

かし無子の夫婦および一児をもつ夫婦の割合は殆ど不變である。これによつてみると、結婚持続期間十年以上に達すると、無子の夫婦又は一児をも

夫婦は最早や出産力を殆ど喪失して居り、二児又は三児をもつて夫婦の出産力も著しく減退してゐること、そして三児以上をもつてゐる夫婦が専ら出生兒數の増加に引續き關與してゐることがわかる。

結婚持続期間十四年および十五年では、五児をもつ夫婦の割合は最も多く、これは全體の四分の一乃至五分の一である。四児又は六児をもつ夫婦の割合はこれよりもやゝ少く、全體の二割見當である。また三児又は七児をもつ夫婦の割合もほど均しく、全體の一割見當である。

要するに無子の夫婦は、結婚持続期間一年では、全體の六割九分以上に

要するに無子の夫婦は、結婚持続期間一年では、全體の六割九分以上に達してゐるが、結婚年數の経過につれて、四年間は著しき速度で減少してゐる。しかし五年を経過すると、その減少の割合は著しく緩慢になつて、殊に結婚持続期間九年以降においては、無子の夫婦の割合は殆ど全く低減してゐないといつてよい。これで見ると、一十二歳で結婚した妻七百四十四人のうち、その九割は、結婚後四年間に、少くとも一児を出産してゐるが、残りの一割の無子の夫婦は、結婚年數が経過しても出産の機會は極めて乏しく、九年を経過しても二十八人が、十五年を経過しても二十四人は無子

第一二表 妻の初婚年齢二十五歳の夫婦に

次に結婚持続期間が二年になると、夫婦の六割以上は一児をもち、早くも二児又は三児をもつ夫婦も、稀ではあるが、あるにはある。結婚持続期間三年以降では、一児をもつ夫婦の割合は次第に減少してゐるが、これは二児以上をもつ夫婦の割合は次第に増大してゐるからである。

間三年以降では、一児をもつ夫婦の割合は次第に減少してゐるが、これは二児以上をもつ夫婦の割合は次第に増大してゐるからである。

一年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	十
二年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
三年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
四年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
五年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
六年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
七年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
八年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
九年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇
十年	百分比	三	二	一	無	兩	三	四	五	六	七	八	九	一〇

右の表でみると、結婚持続期間一年では、夫婦の約七割三分が無子であり、その約二割七分は一児をもつてゐる。結婚持続期間二年では、無子の夫婦の割合は減少して、約三割九分となり、一児をもつて夫婦の割合は増加して約五割八分を占めてゐる。またその比率は甚だ僅少ではあるが、二児をもつて夫婦の割合は二分餘りを示してゐる。

結婚持続期間三年では、結婚持続期間二年の場合と同様、一児をもつて夫婦が最も多く、全體の約五割六分を占めてゐる。二児をもつて夫婦の割合は相當に増加して、約一割三分に達してゐるのは、前に一児をもつてゐた夫婦のうちで、更に出産した者が相當にあつたことを物語つてゐる。前年の無子の夫婦のうち、一児を出産したものも相當に大なる割合に達してゐるが、しかし尙三割は無子の夫婦である。

結婚持続期間四年では、一児をもつて夫婦の割合は依然として第一位を占めてゐるが、前年の五割六分に較べて、約三割八分に減少してゐる。これは無子の夫婦で一児を出産した者よりも、一児をもつて夫婦で更に一児を出産した者の多いことに原因してゐる。従つて二児をもつて夫婦の割合は著しく増加して約三割五分に達してゐる。こゝにおいては、初めて、僅かな割合

合ではあるが、三児をもつて夫婦も全體の三分強を示してゐる。

結婚持続期間五年になると、二児をもつて夫婦の割合は最も多く、全體の四割一分を占め、これに次いで一児をもつて夫婦の二割五分が多く、無子の夫婦の約二割一分、三児をもつて夫婦の約九分といふ順序である。

これと全く同様の傾向は、結婚持続期間六年でもみられるのであるが、

三児をもつて夫婦の割合は著しく増加して、全體の二割一分に達し、四児をもつて夫婦も、僅少ながら、現はれ來たつてゐる。これに反して無子の夫婦の割合は前年と大した差異がなく、従つて前年に一児をもつてゐた者で、更に一児を出産せる者、前年に二児をもつてゐた者で、更に一児を出産せる者を補充するに足らなかつたがために、一児をもつて夫婦の割合、二児をもつて夫婦の割合は、前年よりも少くなつてゐる。

結婚持続期間七年では、三児をもつて夫婦の割合は最も多く、全體の約三割八分強、一児をもつて夫婦の約一割六分といふ順序である。こゝでは一児をもつて夫婦よりも無子の夫婦の割合の方が多くなつてゐることは注目すべき點である。四児をもつて夫婦の割合は、前年の二分に較べて、七分に増加してゐる。

結婚持続期間八年では、前年と全く同一の傾向を示してゐる。ただこゝにおいては、五児をもつて夫婦が、僅少なる割合であるが、初めて現はれ來たつてゐる。結婚持続期間九年では、前年と同様、三児をもつて夫婦の割合は最も多く、約二割八分を占めてゐるが、これに次いで四児をもつて夫婦の約二割五分が多くなつてをり、二児をもつて夫婦の約一割五分は第三位である。前年では一児をもつて夫婦の割合は第二位、四児をもつて夫婦の割合は第三位にあつたのである。

結婚持続期間十年では、四児をもつ夫婦は最も多く、全體の二割六分を占めてゐる。これに次いで三児をもつ夫婦の二割三分、無子の夫婦および一児をもつ夫婦の一割四分、二児をもつ夫婦の約一割二分強といふ順序であり、こゝにおいて、初めて六児をもつ夫婦が、二百七組の夫婦のうち、ただの一つであるが現はれてゐる。

結婚持続期間十一年乃至十二年では、結婚持続期間十年の場合と同様、四児をもつ夫婦の割合は常に最高であるが、五児をもつ夫婦の割合は次第に増加してゐる。結婚持続期間十四年乃至十五年では、五児をもつ夫婦の割合は一児をもつ夫婦の割合も一割以上に達してゐる。そして七児をもつ夫婦も、極めて僅少の割合であるが、現はれ來たつてゐる。

要するに無子の夫婦は、結婚持続期間一年では、全體の七割以上に達してゐるが、結婚持続期間の経過につれて、四年間は相當に著しき速度で減少してゐる。しかし五年を経過すると、その減少割合は著しくなつて、殊に結婚持続期間九年以降においては、無子の夫婦の割合は殆ど一定であるといつてよい。これでみると、二十五歳で結婚した妻三百七人のうち、その八割は、結婚後五年間に、少くとも一児を出産してゐるが、残りの二割の無子の夫婦は容易に出産力を發揮しないのである。そして結婚後十五年を経過しても、全體の一割二分は無子の夫婦として殘留してゐるのである。

次に結婚持続期間が二年になると、無子の夫婦で一児をもつ者の割合が相當に多く、従つて一児をもつ夫婦の割合は約六割に達する。結婚持続期間が三年になると、無子の夫婦で一児をもつ夫婦の數よりも一児をもつ夫婦で、更に一児を出産する夫婦の數の方が多いから、前年に較べて一児をもつ夫婦の割合はやや減少し、二児をもつ夫婦の割合は著しく増加して

ゐる。結婚持続期間五年以降では、一児をもつ夫婦の割合は次第に減少して、二児、三児或ひは四児をもつ夫婦の割合が多くなつてゐるが、これは一児をもつてゐた夫婦にして更に一児を出産せる者、二児をもつてゐた夫婦にして更に一児を出産せる者が次第に増加してゐるからである。

以上で、第一表および第二表につき、結婚経過年数より見たる子女數別夫婦の分布を概説したのであるが、次に第一表と第二表とを比較して、若干の特異の點につき、説明を加へておきたい。

まづ第一に無子の夫婦の割合をみると、第一表においても、また第二表においても、結婚持続期間四、五年までは、相當に急速に低下し、その後の低下割合は次第に緩慢になつてゐる。しかし年次別に無子の夫婦の割合を比較してみると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦よりも、遙かに高き無子率(全夫婦中、無子の夫婦の割合)を示してゐる。例へば結婚持続期間一年では、後者における無子の夫婦の割合は約六割九分であるが、前者における無子の夫婦の割合は約七割三分である。結婚持続期間五年では、後者における無子の夫婦の割合は一割以下であるが、前者においては尚二割二分の高率を示してゐる。その後における低減率は兩者ともにいづれも緩慢ではあるが、結婚持続期間十五年では、後者における無子の夫婦の割合は僅か三分強に過ぎないに反して、前者における無子の夫婦の割合は尙一割二分に達してゐる。これによつてみると、妻の結婚年齢の高い夫婦にあつては、無子率は高いことがわかる。これは生理的原因によるものか、或ひは出産意慾の乏しいことに原因してゐるものであるかは斷定しがたいが、二十五歳乃至三十五歳といふ妻の年齢では、妊娠力が生理的に著しく減退してゐるものとも考へられないから、妻の結婚年齢の高き夫婦は出産意慾も比較的に乏しいのであるまい。これは私

の想像であるが、一應は考へられることではないかとおもはれる。

もし結婚持続期間を考慮のほかにおいて、妻の年齢からみると、妻の年齢二十六歳の夫婦では、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、全體の約一割が無子の夫婦であり、約四割四分は一児を、約四割二分は二児を、そして三分強は三児をもつてゐるに對して、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦の場合には、全體の七割以上が無子の夫婦であり、僅か二割七分が漸く一児をもつてゐるに過ぎないのである。これによつてみると、結婚年齢の遅延は、

人口増殖上、如何に好ましくないものであるかがわかる。

第二に、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚持続期間二年ににおいて、三児をもつ夫婦さへあるが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚持続期間四年にして、初めて三児をもつ夫婦が現はれ來たつてゐるのである。また四児をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間五年にして現はれ得るが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、これよりも一年おくれて、結婚持続期間六年にして初めて現はれてゐる。五児をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間六年にして現はれてゐるが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、結婚持続期間八年にして、初めて現はれることになつてゐる。また妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間が十二年以上に達すると、七児以上の子女をもつ夫婦もあるが、妻の初婚年齢二十五年の場合には、結婚持続期間が十五年に達しても、七児以上をもつ夫婦は皆無である。

最後に、結婚持続期間十年においては、二十二歳で結婚した妻は三十二歳に、二十五歳で結婚した妻は三十五歳になつてゐるが、その子女數別分布をみると、無子の夫婦は、前者において、全體の約三分八厘に過ぎないが、後者においては實に一割四分を占めてゐる。一児をもつ夫婦は、前者

において約七分四厘に過ぎないが、後者においては、一割四分に達してゐる。これでみると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦にあつては、無子或ひは一児をもつ夫婦の割合は著しく高いことがわかる。これに反して二児以上をもつ夫婦の割合は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦において遙かに多く、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、六児以上をもつ者は殆ど皆無であるといつてよいが、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、七児をもつ者さへ現はれてゐる。

結婚持続期間十五年においても、これと全く同様の傾向がみられるのであつて、例へば無子の夫婦は、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、全體の僅か約三分に過ぎないが、妻の初婚年齡二十五歳の場合には、尙一割二分の高率を示してゐる。一児をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、全體の僅か約四分に過ぎないが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、一割五分以上に達してゐる。結婚持続期間が十五年になると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦でも、二児以上をもつ者の割合も相當に増加し、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦の場合に較べて大差ないが、これは六児以上をもつ夫婦の割合は極めて小さいからである。すなはち妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、無子又は一児をもつ者の割合は比較的に多く、二児乃至五児をもつ者の割合は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦の場合とほぼ均しく、六児以上をもつ者の割合は著しく少ない。これに反して、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、無子或は一児をもつ者の割合は著しく少なく、二児乃至五児をもつ者の割合は、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦の場合とほぼ均しく、六児以上をもつ者の割合は相當に多くなつてゐる。

右に述べたところは、夫婦の出産力を子女數別に取扱つたものであつて、現實の家族の大きさとは一致するものではない。といふのは出生兒の死亡

危険を全く考慮に入れてゐないからである。もし結婚持続期間別に家族の大きさを明らかにせんとするならば、出生兒の年齢別死亡危険を考慮に入れる必要があり、これを計算すれば、子女數別夫婦の分布は、前表と多少異なる結果が得られるであらう。

妻の初婚年齢二十二歳の夫婦七百四十四人のうち、結婚持続期間一年にして、出産せる者は二百二十七であつて、双生兒の出産なきものと假定す

れば、出生兒數は二百二十七である。この出生兒のうち、年齢別に異なる死亡率をもつて死亡するものがあり、第六回生命による年齢別死亡率に基き、十五年間の生存兒數を計算すると、次の第三表の如くである。

第三表

経過年数	生存兒數	経過年数	生存兒數	経過年数	生存兒數	経過年数	生存兒數
一 年	二四	九 年	一九三	六 年	三〇五	八 年	二七七
二 年	二〇六	十 年	一九二	二 年	二九四	九 年	二七六
三 年	二〇二	十一 年	一九一	三 年	二八八	十 年	二七五
四 年	一九九	十二 年	一九〇	四 年	二八四	十一 年	二七四
五 年	一九六	十三 年	一九一	五 年	二八一	十二 年	二七三
六 年	一九三	一九二	一九二	六 年	二七九	十三 年	二七二
七 年	一九一	一九三	一九三	七 年	二七八	十四 年	二七一
八年	一九四	一九四	一九四	八年	二七八	十五 年	二七〇

右の表で明らかに如く、二百二十七人の出生兒は、十五年間に三十七人は死亡し、生存兒數は百九十人と推算せられる。そして結婚持続期間一年における生存兒數は二百十四人であつて、これを七百四十四組の夫婦數で割ると、一夫婦當り平均子女數は〇・二九となる。

また結婚持続期間二年にして出生せる子女の合計は五百五十人であるが、

そのうちの新生兒は  $550 - 227 = 323$  人である。しかしこの三百二十三人は、前年において無子の夫婦の出産せる者、前年において既に第一子を出産せる者にして更に一兒、或ひは二兒を出産せるものも含まれてゐる。これについて、十四年間における年齢別死亡率を考慮して、生存兒數を推計すると、次の第四表の如くである。

第四表

経過年数	生存兒數	経過年数	生存兒數	経過年数	生存兒數
一 年	二四	九 年	一九三	六 年	三〇五
二 年	二〇六	十 年	一九二	七 年	二九四
三 年	二〇二	十一 年	一九一	八 年	二八八
四 年	一九九	十二 年	一九〇	九 年	二八四
五 年	一九六	十三 年	一九一	十 年	二八一
六 年	一九三	一九二	一九二	十一 年	二七九
七 年	一九一	一九三	一九三	十二 年	二七八
八年	一九四	一九四	一九四	十三 年	二七八

右の表で明らかに如く、結婚持続期間二年における新生兒は三百二十三人であるが、そのうち、年を追うて死亡する者があるから、十四年後には二百七十人が残存することになる。そして結婚持続期間二年では、すなはち結婚持続期間が第三年目に入るその初頭には、結婚當初の年に生れた子女三百二十七人中、二年間を経過して残存した者二百六人と結婚第二年目に生れた子女三百二十三人中、一年間を経過して残存した者三百五人と

の合計五百十一人である。従つて一夫婦當り平均子女數は〇・六九である。

右の方法に従つて、妻の初婚年齢二十二歳および二十五歳の夫婦につき、結婚持続期間別に生存兒の合計を計算し、一夫婦當り平均子女數を示すと次の第五表の如くである。

第五表

結婚持続期間	妻の初婚年齢二十二歳の夫婦		妻の初婚年齢二十五歳の夫婦	
	生存児合計	平均子女数	生存児合計	平均子女数
一 年	○・二九	一夫婦當り	○・二六	一夫婦當り
二 年	○・六九	一夫婦當り	○・五九	一夫婦當り
三 年	○・九三	一夫婦當り	○・七四	一夫婦當り
四 年	一・二五	一夫婦當り	一・〇七	一夫婦當り
五 年	一・三三	一夫婦當り	一・三三	一夫婦當り
六 年	一・四四	一夫婦當り	一・四九	一夫婦當り
七 年	一・五三	一夫婦當り	一・七二	一夫婦當り
八 年	一・六〇	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
九 年	一・六八	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十 年	一・七〇	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十一 年	一・七二	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十二 年	一・七四	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十三 年	一・七六	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十四 年	一・七九	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十五 年	一・八三	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十六 年	一・八六	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十七 年	一・八九	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十八 年	一・九一	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
十九 年	一・九三	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
二十 年	一・九四	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
二十一 年	一・九五	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
二十二 年	一・九六	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
二十三 年	一・九七	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
二十四 年	一・九八	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り
二十五 年	一・九九	一夫婦當り	一・九一	一夫婦當り

備考 この原表は甚だ複雑であるから、こゝに記載することは省略する。

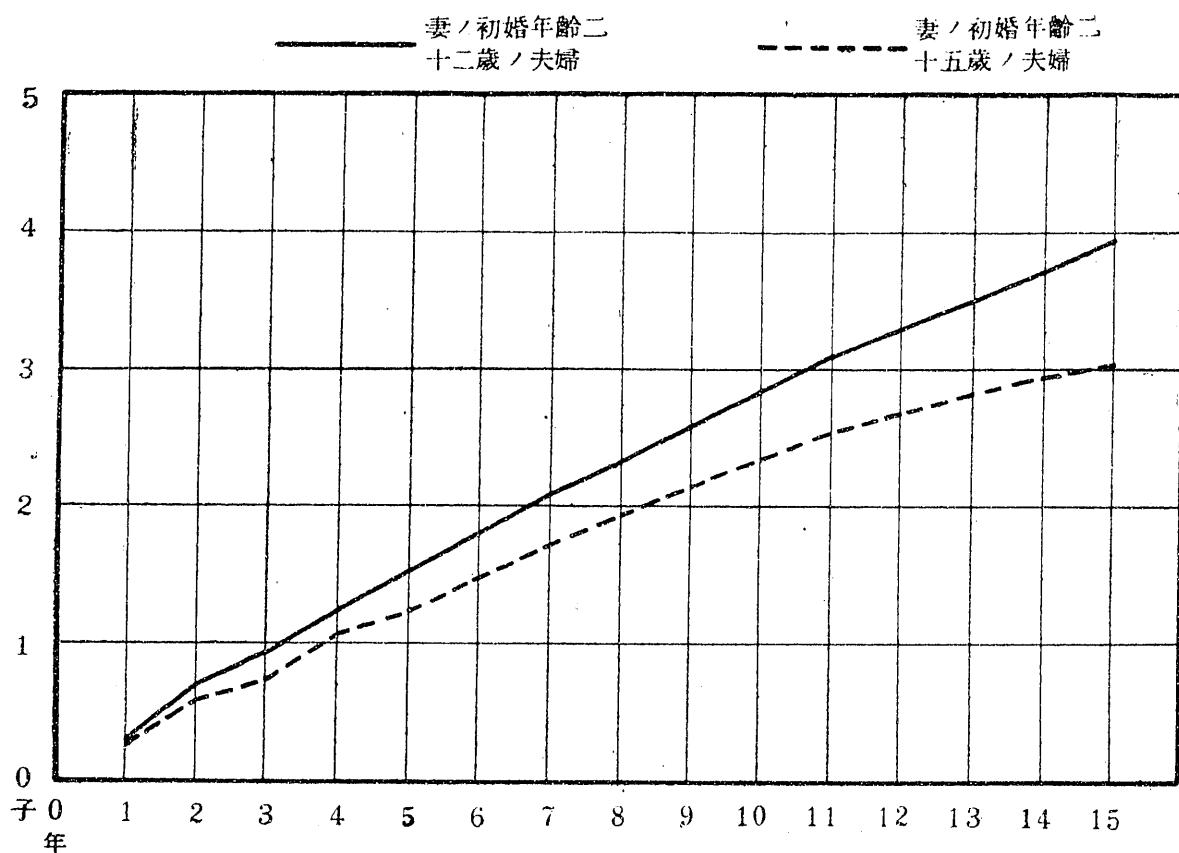
右の表でみると、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、三年にして、平均約一児、詳しくは○・九三の子女をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、四年にして平均一児、詳しくは一・〇七の子女をもつことになつてゐる。また妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、七年にして平均二児をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、九年にして平均二児をもつことになつてゐる。さらにまた妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、十一年にして

平均三児をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、十五年にして平均三児をもつことになつてゐる。

結婚後、十五年では、二十二歳で結婚した妻は三十七歳であるが、その平均子女数は約四、詳しくは三・九四である。これに對して二十五歳で結婚した妻は、四十歳にして漸く平均三人の子女をもつてゐるに過ぎない。要するに結婚年齢が二十二歳から二十五歳に遅延すると、同一の結婚持続期間においても、その出産力は弱くなつてゐる。これはすでに述べた如く、生理的な原因によるといふよりは、社會的、心理的な原因によるものではなからうか。なほ、こゝに示した平均出生児數は、時間の経過に伴つて死亡する子女の數を除外したものであつて、現實の子女数と推定されるものであることを、念のため申し添へておく。

右に述べたところを圖示すれば左の如くである。

### 婚姻持續期間經過年數別平均子女數（生存者）



# 本邦死産率に關する統計的

## 研究（第一報）

金子章

一、人口の自然増加は出生と死亡との差なる故、人口増加策には出生増加の積極的施策と死亡減少の消極的施策との二通りあることは云ふまでもないが、出生と死亡との中間的位置に在る死流産も亦人口増加策上重要な問題であり、従つて母性保護対策の最重點は死流産の防止に置かれねばならない。

各國に於ける死産届出の基準は區々であつて一定してゐない。我が國に於ては妊娠四ヶ月以上の胎兒が死産せる場合届出の制度があり、其以前のものは之を狹義の死産と呼び届出を必要としない。

從來我が國の死産率に就いて、統計的に研究せるものとして村上賢三氏<sup>1)</sup>の業績があり、又丸山博氏<sup>2)</sup>も若干の検討を試みられてゐる。外國に於ては Friederich Prinzing<sup>3)</sup>、Sigismund Peller<sup>4)</sup>、Max Hirsch<sup>5)</sup>等の人々が死産率に關する系統的研究を行つてゐる。

余は我が國人口動態統計の始めて作成せられた明治三十二年より昭和十三年に至る四十年間の死産率に就いて、綜合的且分析的觀察を試みたが、之により現下の人口政策に幾何かの寄與する處があれば洵に幸と考へる。死産率の計算方法としては人口に對する死産の割合を死産率とする方法と、出産（生産+死産）に對する割合を死産率とする方法との二通りあるが、後者の方が普通一般に行はれ合理的であるからこの方法を用ひることとした。

尙妊娠月數の若い死産は届出されとなるものが、かなり多數に上るものと考へられるので、比較的届出の完全に近いと思はれる七ヶ月以後の死産の出産（生産+死産）に對する割合を七ヶ月以上死産率として全體の死産率と區別して考究することとした。

又、地方によつては出生後間もなく死亡せるものを死産として届出する事が屢々存するやうに見聞するのであるが、従つて妊娠末期の死産の中には恐らく新産兒死亡が相當多數含まれてゐることと考へられるので、此の點を考慮して生後五日未満死亡と死産との關係を比較考察するため、出生數に七ヶ月以上死産數を加へたものにて除したる商を生後五日未満死亡率とし、

$$\text{生後五日未満死亡率} = \frac{\text{生後五日未満死亡數}}{\text{出生數} + \text{七ヶ月以上死産數}}$$

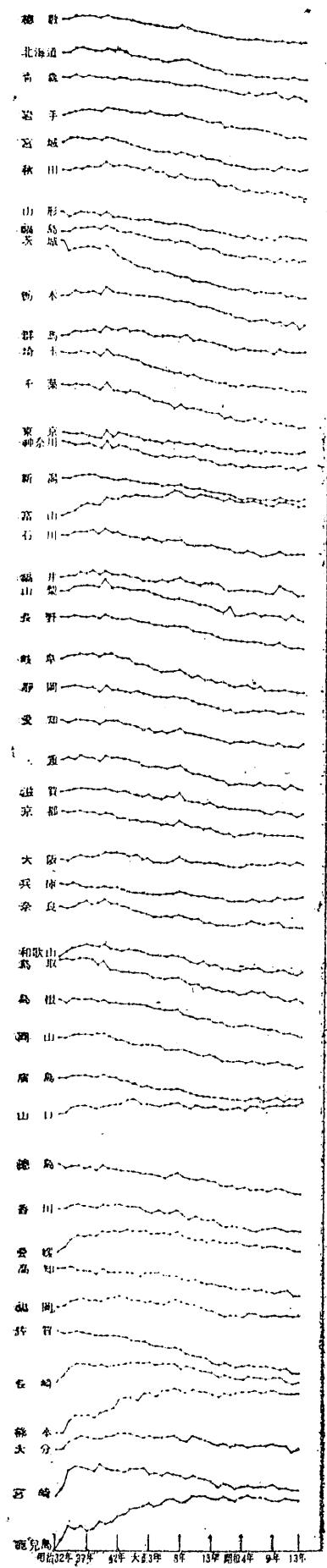
更に生後五日未満死亡率と七ヶ月以上死産率とを加へたもの（この兩者は前述の如き理由により統計的に明確に區別し難き場合ある故）の率をも算出し、之等の種々の率に就て地方別に其等の年次別變化を比較觀察し、更に生物學的並に社會學的指標との間に如何なる關係が存するかを考察することとする。

二、我が國の死産率は明治三十二年以降明治三十九年に九・七と稍<sup>6)</sup>上升の傾向を示すも、其れ以後大正七年に七・四となり一時的の上昇はあるも大體に於て低下の傾向を辿り、昭和十三年には四・九迄下降してゐる。即ち約半分迄低下したのである。斯くの如く死産率が減少せる原因は勿論主として一般保健衛生施設並に衛生思想の漸次改善せられたるに依るものと思考される。然るに之を地方別にみると大多數の府縣に於ては全國の場合と同様なる低下の傾向を示すも、一部の諸縣即ち富山・愛媛・長崎・熊本・大

分・宮崎・鹿兒島の諸縣は動態統計の初期に於て著明の上昇を示して居り、以後大體低下の傾向にあることが見受けられる。之は恐らく之等の諸縣に於て曾て死産届出が甚だしく不完全であつた爲に、一見低死産率を有しながらも、如き統計を表示せるものであらう。

動態統計の初期に於ける死産率は大體九臺であり、地方別に之を觀察すると富山・山口・愛媛・長崎・熊本・大分・鹿児島の諸縣は著明に低く近年にならるも減少する割合少く、熊本・鹿兒島の二縣は後期に於て初期よりも高率を示してゐる。茨城・栃木・埼玉・千葉・鳥取の諸縣は著しく高き死産率を保有するも、近年になるに従つて全國平均死産率に接近して來てゐる。之等の

第一圖 府縣別 死產率 (出產一〇〇二付) (明治三十二年—昭和十三年)



諸縣に於ては明治時代に間引の惡習が相當激しく浸潤してゐたといふ口碑を聞くのであるが、右の統計も此の事實を物語るものであらうか。

第一表 死産率(出産100に対する)

		明治 36 年	大正 9 年	昭和 12 年	
總	數	9.4	6.6	4.9	
1	北青岩宮秋	道森手城田	8.7 7.0 10.3 10.0 10.6	6.1 5.4 8.2 6.6 7.7	4.1 3.9 5.2 4.6 5.1
2	山福茨柄群	形島城木馬	8.7 12.2 19.3 13.2 10.4	6.1 7.7 8.5 9.6 8.3	4.6 5.2 5.5 5.3 5.8
3	埼千東神新	玉葉京川鴻	15.4 14.2 8.5 10.4 8.4	8.9 8.0 6.8 7.6 5.9	5.9 4.9 5.3 5.4 4.2
4	富石福山長	山川井梨野	4.1 8.4 7.9 11.9 10.9	4.7 6.0 6.2 7.8 7.9	3.7 4.8 4.4 4.9 5.1
5	岐靜愛三滋	阜岡知重賀	11.3 9.8 9.0 9.2 8.7	6.5 7.1 6.3 6.1 6.3	4.3 5.1 4.5 4.2 4.3
6	京大兵奈和	都阪庫良山	9.8 8.7 8.2 11.7 10.4	6.8 7.4 6.6 7.5 6.6	5.4 7.1 6.0 6.0 4.8
7	鳥島岡廣山	取根山島口	15.0 11.1 11.8 8.9 4.3	7.9 7.2 7.7 5.8 4.0	5.4 4.5 5.2 4.9 4.2
8	德香愛高福	島川媛知岡	9.8 7.9 5.6 8.2 8.4	7.5 5.6 5.4 6.5 7.5	5.2 4.3 3.9 4.5 5.5
9	佐長熊大宮	賀崎本分崎	9.3 5.8 1.7 5.2 7.3	5.7 5.6 2.9 4.6 5.6	3.5 3.7 2.0 3.5 4.3
10	鹿沖	兒島繩	1.8 0.1	3.2 0.0	3.4 0.0

初期・中期・後期を通じて關東地方の諸縣は一般に高率を占め、九州地方の諸縣は低率を保持してゐる。東北地方は初期及中期に於て高い。近畿地方の諸縣は初期に於ては全國平均に比し高率ならざるも、中期及後期に於ては著明なる高率を保有し、特に大阪が昭和四年以降毎年各府縣中最高峰の率を維持してゐるのは注目に値する。

第一表に見る如く、沖繩縣は著しく低率であつて何等かの特殊な事情があるものと考へられるので、本文では除外してある。

七ヶ月以上死産率も總死産率と同様大體低下の傾向を辿つてゐるが、之を詳細に觀察すると初期に於ては微細ながらも明治三十九年迄は上昇の趨勢認められ、以後順調に低下の傾向を示してゐる。

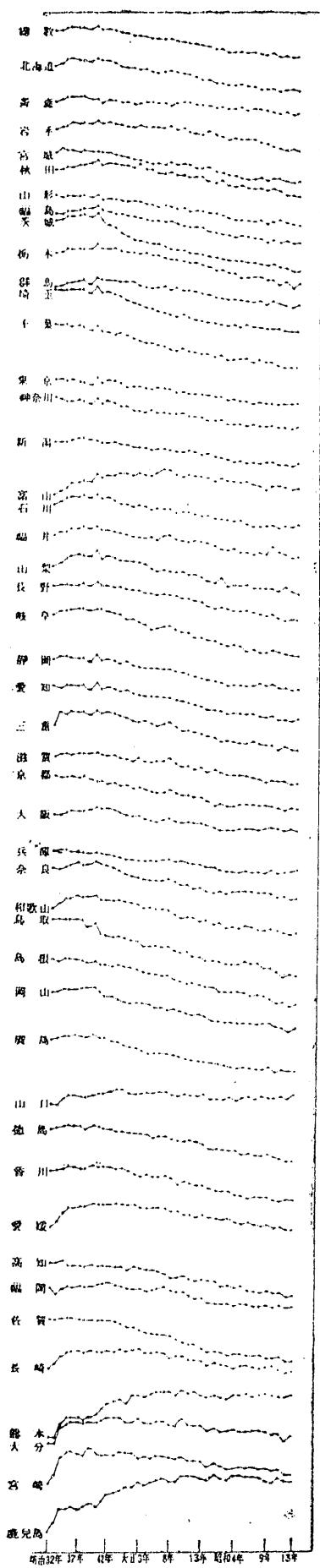
初期に於て著明に高率なるは茨城・栃木・埼玉・千葉・岐阜・奈良・鳥取の諸縣であり、著しく低い縣は青森・富山・山口・愛媛・長崎・熊本・大分・鹿兒島の諸縣であつて殆んど總死産率の場合と同様である。

後期に於て東北、關東及近畿地方の諸縣が高率であつて、九州地方の諸縣が低率なることも總死産率とよく一致してゐる。

初期に於て著明に高率なるは茨城・栃木・埼玉・千葉・岐阜・奈良・鳥取の諸縣であり、著しく低い縣は青森・富山・山口・愛媛・長崎・熊本・大分・鹿兒島の諸縣であつて殆んど總死產率の場合と同様である。	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47
---	--

生後五日未満死亡率を見ると、初期に於ては僅少の低下の傾向を示してゐるが、以後大正七年迄緩慢なる上昇の傾向を辿つてゐる。之を地方別に見ると茨城・埼玉・石川・福井・山梨・岐阜・和歌山・佐賀等の諸縣は初期に於て相當の下降を示し、以後大正七年まで著明なる上昇を呈し、全國平均の場合に於ける趨勢をより一層強く現はれてゐる。

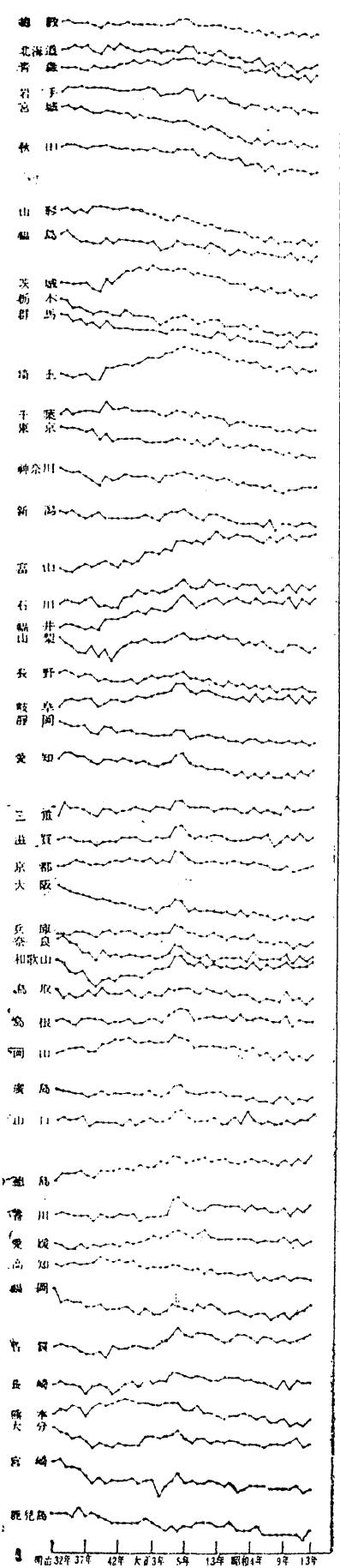
第二圖 府縣別 七ヶ年以上死産率（明治三十二年—昭和十二年）



第二表 七ヶ月以上死産率

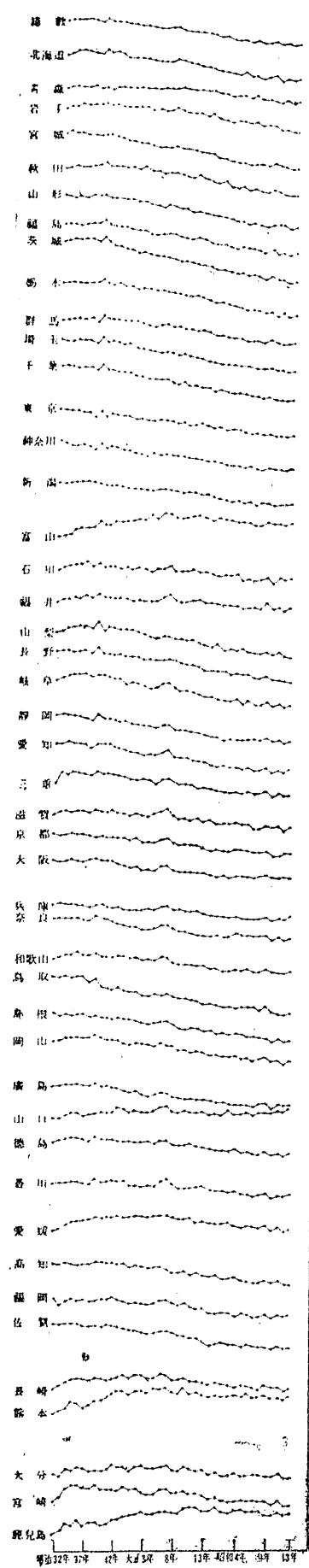
		明治 36 年	大正 9 年	昭和 12 年
總	敷	7.2	4.9	3.3
1 北海道	6.5	4.6	3.0	
2 青森	4.5	3.8	2.7	
3 岩手	6.9	6.1	3.6	
4 宮城	7.0	5.2	3.2	
5 福島	7.6	5.8	3.5	
6 山形	6.0	4.4	2.9	
7 福島	8.5	5.6	3.6	
8 茨城	15.0	6.2	3.7	
9 栃木	10.0	7.2	3.7	
10 群馬	7.6	5.9	3.8	
11 新潟	12.2	6.4	4.0	
12 千葉	10.1	5.5	3.3	
13 東京	6.2	4.8	3.4	
14 神奈川	8.0	5.6	3.7	
15 埼玉	6.3	4.4	3.0	
16 富山	3.6	4.0	2.8	
17 石川	7.4	5.1	3.4	
18 福井	6.8	5.0	3.2	
19 山梨	9.2	5.8	3.5	
20 長野	8.6	6.1	3.6	
21 静岡	9.8	5.3	3.0	
22 静岡	7.4	5.0	3.2	
23 愛知	7.4	4.9	3.0	
24 三重	7.9	4.9	3.0	
25 滋賀	7.2	5.0	3.2	
26 京都	7.7	5.0	3.6	
27 大阪	6.9	5.2	4.4	
28 兵庫	6.2	5.0	3.8	
29 神奈川	9.8	5.6	3.9	
30 和歌	8.7	5.0	3.3	
31 島根	12.2	5.4	3.1	
32 岡山	9.0	5.3	2.9	
33 広島	8.7	5.1	3.1	
34 山口	7.1	4.2	3.0	
35 福山	3.3	3.2	3.1	
36 德島	7.8	5.5	3.4	
37 香川	5.8	3.8	2.6	
38 愛媛	4.2	4.0	2.5	
39 高知	5.2	3.9	2.4	
40 福岡	6.1	5.5	3.7	
41 佐賀	7.4	4.3	2.5	
42 長崎	4.3	3.8	2.5	
43 熊本	1.3	2.2	2.1	
44 大分	3.9	3.5	2.4	
45 宮崎	5.6	4.7	3.2	
46 鹿児島	1.5	2.7	2.7	
47 沖縄	0.1	0.0	0.0	

第三圖 府縣別 生後五日未滿死亡率（明治三十二年—昭和十二年）



第三表 生後五日未滿死亡率

		明治 36 年	大正 9 年	昭和 12 年
總	數	2.6	2.4	1.8
1	北海道	2.3	1.9	1.3
2	青森	2.6	3.0	1.9
3	岩手	4.3	3.1	2.3
4	宮城	3.4	2.3	1.3
5	福島	4.2	3.5	2.2
6	山形	4.7	3.7	2.1
7	福島	2.4	2.1	1.4
8	茨城	3.7	4.5	2.5
9	栃木	2.4	1.7	1.4
10	群馬	2.3	1.8	1.3
11	埼玉	2.2	3.7	2.2
12	千葉	4.6	4.4	2.8
13	東京	2.8	2.3	1.5
14	神奈川	2.0	1.9	1.5
15	新潟	1.5	1.5	1.3
16	富山	1.3	2.2	2.4
17	石川	2.3	2.9	2.8
18	福井	1.4	2.3	2.5
19	鯖江	1.1	1.5	1.1
20	長野	2.0	1.8	1.3
21	岐阜	2.3	2.5	2.0
22	靜岡	3.1	2.3	1.9
23	愛知	3.0	2.4	1.9
24	三重	2.2	2.3	2.1
25	滋賀	2.1	2.2	2.0
26	京都	2.6	2.5	2.2
27	大阪	3.7	2.6	2.0
28	兵庫	2.6	2.5	1.8
29	奈良	3.2	2.9	2.6
30	和歌山	2.1	2.4	2.3
31	鳥取	2.4	2.6	1.9
32	島根	2.3	2.2	2.1
33	廣島	3.7	3.5	2.6
34	山口	2.5	2.4	2.0
35	德山	1.5	1.3	1.3
36	福岡	2.1	2.6	2.4
37	佐賀	2.5	2.9	2.6
38	大分	1.9	2.2	1.8
39	宮崎	4.8	4.1	3.4
40	鹿兒島	2.0	1.6	1.4
41	佐賀	1.6	2.2	2.1
42	長崎	1.4	1.7	1.5
43	熊本	1.7	1.6	1.1
44	大分	2.2	1.9	1.7
45	宮崎	2.1	1.6	1.2
46	鹿児島	1.7	1.1	0.8
47	沖縄	0.1	0.1	0.0



第四圖 府縣別（七ヶ月以上死産率）+（五日未満死亡率）（明治三十二年—昭和十三年）

初期に於て著しく高率なる府縣は岩手・秋田・山形・茨城・千葉・大阪・岡山・高知の諸府縣であり、新潟・富山・山梨・山口・佐賀・長崎・熊本・鹿兒島の諸縣は著しき低率を表してゐる。後期に於ては北海道及び東北・關東地方の半數の府縣並に九州地方の諸縣は低率を呈してゐる。就中九州地方の諸縣は初期・中期・後期を通じて低率である。東海・近畿・中國・四國の諸府縣は全國平均より高き率を保持してゐる。

以上七ヶ月以上死産率と生後五日未満死亡率に就て述べたるところを顧みると、此の兩者の率の趨勢は動態統計の初期及中期に於て丁度正反対の推移を辿つてゐる。即ち一方が上昇する時は他方が下降し、一方が下降する時は他方は上昇する。茨城・埼玉・石川・福井・山梨・岐阜・和歌山・佐賀等の諸縣は明白にこの關係を表してゐる。他の縣に於ても僅少ながらもこの

關係が認められる。この事より明治時代に於て出生後間もなく死亡せるものを死産として取扱つた例が多數あつた事を想像して差支へないものと思はれる。次に此の間の事情を更に究明するために、(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)を検討すると、之は前二者の何れよりも非常に平滑なる推移をなし殆んど直線的の低下を示してゐる。

之を地方別に見ると九州地方の諸縣及二、三の例外を除けば、大多數の府縣は全國の場合と同様滑らかなる下降を示し、殆んど平行なる直線となつて現はれる。この事實は上述の事情をより一層明瞭に物語るものであらう。(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)が初期に於て高率なるは茨城・栃木・埼玉・千葉・岐阜・奈良・鳥取・岡山の諸縣であつて顯著である。其の内容を見れば茨城・千葉・奈良・岡山の諸縣は七ヶ月以上死産率生後五

第四表 (七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)

	明治 36 年	大正 9 年	昭和 12 年
數	9.8	7.3	5.1
道森手城田	8.8	6.5	4.3
北青岩宮秋	7.1	6.8	4.6
1 2 3 4 5	11.2	9.2	5.9
6 7 8 9	10.4	7.5	4.5
10	11.8	9.3	5.7
海	10.7	8.1	5.0
山福茨柄群	10.9	7.7	5.0
11	18.7	10.7	6.2
12	12.4	8.9	5.1
13	9.9	7.7	5.1
14	14.4	10.1	6.2
15	14.7	9.9	6.1
奈	9.0	7.1	4.9
富石福山長	10.0	7.5	5.2
16	7.8	5.9	4.3
17	4.9	6.2	5.2
18	9.7	8.0	6.2
19	8.2	7.3	5.7
20	10.3	7.3	4.6
歌	10.6	7.9	4.9
岐靜愛三滋	12.1	7.8	5.0
京大兵奈和	10.5	7.3	5.1
鳥島岡廣山	10.4	7.3	4.9
11	10.1	7.2	5.1
12	9.3	7.2	5.2
13	14.4	7.8	5.8
14	10.3	7.5	6.4
15	10.0	8.5	5.6
16	10.8	7.4	5.6
17	12.1	7.5	5.0
18	10.5	7.3	5.7
19	10.4	7.2	5.1
20	10.1	7.2	5.2
21	9.3	7.5	4.4
22	10.3	8.0	5.8
23	10.6	7.5	5.2
24	8.8	6.5	4.3
25	13.0	8.6	5.8
26	10.8	7.4	5.1
27	12.4	8.6	5.0
28	9.6	6.6	4.9
29	4.8	4.5	4.4
30	14.6	8.0	4.4
31	11.3	7.5	3.8
32	12.4	8.0	3.2
33	9.6	6.1	4.1
34	4.8	4.5	4.4
35	9.9	7.1	3.5
36	8.3	6.7	3.2
37	6.1	5.5	0.1
38	10.0	8.0	0.0
39	8.1	6.2	0.0
40	6.1	5.4	0.0
41	9.0	6.5	0.0
42	5.7	5.5	0.0
43	3.0	3.8	0.0
44	6.1	5.4	0.0
45	7.7	6.3	0.0
46	9.0	6.5	0.0
47	5.7	5.5	0.0
島繩	8.1	5.8	0.0
佐長熊大宮	6.2	4.3	0.0
鹿沖	8.0	5.1	0.0
賀崎木分崎	7.1	4.4	0.0
島川媛知岡	7.7	5.1	0.0
都阪庫良山	7.5	5.0	0.0
坂根山島口	7.8	5.7	0.0
阜岡知重賀	7.3	5.0	0.0
山川井梨野	7.2	4.9	0.0
玉葉京川瀧	7.2	5.0	0.0
形島城木馬	7.2	4.9	0.0
道森手城田	7.2	4.9	0.0
總	7.2	4.9	0.0
海	7.2	4.9	0.0
奈	7.2	4.9	0.0
歌	7.2	4.9	0.0
兒	7.2	4.9	0.0

日未満死亡率共に高率であつて、栃木・埼玉・岐阜・鳥取の諸縣は生後五日未満死亡率は全國平均より低く、七ヶ月以上死産率が高率である。即ち之等の諸縣に於て(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)が初期に高率なるは七ヶ月以上死産率が高率なるためによる。

低率なるは青森・富山・山口・愛媛・長崎・熊本・大分・鹿児島であつて之等の諸縣は七ヶ月以上死産率、生後五日未満死亡率の何れも低率である。

中期に於ては岩手・秋田・茨城・栃木・埼玉・千葉・石川・福井・京都・大分の諸縣は七ヶ月以上死産率、生後五日未満死亡率共に高率となつてゐる。であつて七ヶ月以上死産率、生後五日未満死亡率共に高率である。

次に著明に低率なるは山口・熊本・鹿児島の諸縣で七ヶ月以上死産率、生後五日未満死亡率共に著明に低率である。

後期に於て高率なるは岩手・秋田・茨城・埼玉・千葉・石川・福井・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・岡山・徳島・高知の諸縣であつて、此の中で福井・岡山・高知は生後五日未満死亡率が高率で七ヶ月以上死産率は全國平均より低い。他の府縣は七ヶ月以上死産率・生後五日未満死亡率共に高率である。

次に低率なるは北海道・青森・宮城・新潟・山梨・山口・愛媛・佐賀・熊本・大分・宮崎・鹿児島の諸縣であつて、宮城・山梨は七ヶ月以上以上死産率は全國平均より高率であり、青森は生後五日未満死亡率が全國平均より高率である。

他の縣は七ヶ月以上死産率・生後五日未満死亡率共に低率である。

三、次に我が國で最初に國勢調査が施行された年度である大正九年以後の死産率の低下の傾向を綿密に考察してみよう。

第五表 死産率の低下の趨勢 大正9年—昭和13年

		傾斜の高さ	平均値	低下率	
總	數	0.08930	5.49474	0.016352	
1 2 3 4 5	北青岩宮秋海	道森手城田	0.09965 0.08087 0.17596 0.11246 0.16158	4.67368 4.51053 6.41053 5.35789 6.10526	0.021322 0.017929 0.027449 0.020990 0.026466
6 7 8 9 10	山福茨柄群	形島城木馬	0.07526 0.13088 0.16315 0.20614 0.14140	4.95789 6.09473 6.80000 7.07368 6.63684	0.015182 0.021474 0.023993 0.029142 0.021305
11 12 13 14 15	埼千東神新	玉葉京川瀬奈	0.14439 0.15754 0.07368 0.08929 0.09000	6.84211 6.14736 5.82632 6.15789 4.81053	0.021103 0.025627 0.012646 0.014500 0.018709
16 17 18 19 20	富石福山長	山川井梨野	0.06684 0.07982 0.08404 0.14035 0.14912	4.29474 5.21053 5.24211 5.95263 6.14211	0.015563 0.015319 0.016032 0.023608 0.024278
21 22 23 24 25	岐靜愛三滋	阜岡知重賀	0.12000 0.08491 0.08386 0.09912 0.10228	5.17368 5.64736 5.24211 4.99474 5.23158	0.023194 0.015035 0.015997 0.019845 0.019550
26 27 28 29 30	京大兵奈和	都阪庫良山歌	0.07561 0.01947 0.02842 0.05667 0.09035	5.84211 6.97874 6.03684 6.60000 5.70526	0.012942 0.002790 0.004708 0.008586 0.015836
31 32 33 34 35	鳥島岡廣山	取根山島口	0.13982 0.14175 0.11018 0.03544 0.01596	6.35789 5.74736 6.26315 5.05263 4.13684	0.021992 0.024663 0.017592 0.007014 — 0.003858
36 37 38 39 40	徳香愛高福	島川媛知岡	0.12281 0.09000 0.07508 0.10667 0.08368	6.18421 4.80526 4.64736 5.43157 5.96315	0.019859 0.018729 0.016155 0.019639 0.014033
41 42 43 44 45	佐長熊大宮	賀崎本分崎	0.09772 0.08018 0.00140 0.05702 0.07351	4.38421 4.40526 2.94737 4.28947 4.87368	0.022289 0.018201 0.000475 0.013293 0.015083
46 47	鹿沖兒	島繩	0.00930	3.50000	0.002657

第一圖に於て死産率の傾向線をみると大正九年以後は大體低下の傾向を辿り、之を細密に觀ると極く微細に上方に對して凹になつてゐることが解る。依つて傾向線は低下してゐるも低下の割合も極めて微少に減少してゐることが察知出来る。

然しながら此の傾向線を直線と見做して差支へなからう。

先づ最小自乗法を用ひて低下の傾向を測定し以て傾斜の高さを算定し、之を與へられた期間の平均値にて除したる商を低下の強さと考へ、之を低下率と名付けることが出来る。(第五表乃至第八表參照)

死産率の低下率の最も高い府縣を順次に擧げれば、栃木・岩手・秋田・千葉・島根・長野・茨城・山梨・岐阜・佐賀・鳥取・福島・北海道・群馬・埼玉の諸縣

次に最も低い府縣を順次に擧げれば、山口・熊本・鹿兒島・大阪・兵庫・廣島・奈良・東京・京都・大分・福岡・神奈川の諸府縣である。特に山口縣は上昇の傾向を示してゐる。

死産率に比して低下率が比較的高い府縣は死産率が順調に減少してゐる府縣であり、死産率に比して低下率が低い府縣は最も憂慮すべき状態にある府縣と見做すことが出来ると思ふ。この意味に於て北海道・島根・佐賀の諸縣は死産率が順調に減少して居り、東京・大阪・京都・神奈川・奈良・兵庫・山口は最も憂慮すべき状態にあると考へられる。

東北並に關東地方は一般に低下率が高いが、死産率そのものも高い。近

畿竜に中國地方は低下率低く、特に大阪・兵庫・奈良・廣島・山口の諸縣竝に九州地方諸縣に於て著明である。然しながら九州地方諸縣に於ては死產率そのものも低い。

七ヶ月以上死產率の低下率の最も高い府縣を順位別に擧げれば、栃木・岐阜・島根・長野・鳥取・秋田・岩手・徳島・山梨・香川・三重・高知・佐賀・千葉・宮城・愛知・福島・滋賀の諸縣である。反対に最も低い府縣を順位別に擧げれば、鹿兒島・熊本・山口・大阪・兵庫・奈良・青森・廣島・大分・長崎・京都の諸府縣である。

死產率の場合と同様の意味に於て七ヶ月以上死產率が順調に減少する縣は岐阜・島根・香川・高知・佐賀である。最も憂慮すべき府縣は大阪府と群馬・埼玉・神奈川・兵庫・奈良・山口の諸縣である。この中で群馬・埼玉・神奈川は低下率は低くないが七ヶ月以上死產率が高い。

東京及京都は總死產率に於ては憂慮すべき状態にあるが七ヶ月以上死產率高く而も七ヶ月以上死產率は低い。即ち七ヶ月以上死產率の順調なる減少を示してゐる。

東京及京都は總死產率に於ては憂慮すべき状態にあるが七ヶ月以上死產

第六表 七ヶ月以上死產率の低下の趨勢 大正9年—昭和13年

			傾斜の高さ	年 均 値	低 下 率
總	數		0.08825	3.91579	0.022537
1 2 3 4 5	北青岩堂、秋 海道森手城田		0.08719 0.05526 0.13404 0.10404 0.13193	3.49473 3.21053 4.60000 3.98157 4.52105	0.024949 0.017212 0.029139 0.026463 0.029181
6 7 8 9 10	山福茨柄群 形島城木馬		0.07930 0.11474 0.12807 0.18895 0.11070	3.43157 4.43684 4.81579 5.30000 4.66842	0.023109 0.025861 0.026594 0.035651 0.023713
11 12 13 14 15	埼玉東神新 千葉京川潟	奈	0.11579 0.11105 0.07877 0.09421 0.08439	4.90526 4.19473 3.90526 4.42105 3.61578	0.023605 0.026474 0.020170 0.021309 0.023339
16 17 18 19 20	富石福山長 山川井梨野		0.07702 0.09649 0.09474 0.12228 0.14140	3.44736 4.02105 4.04736 4.32105 4.57368	0.022342 0.023996 0.023407 0.028299 0.030916
21 22 23 24 25	岐靜愛三滋 靜岡知重賀		0.12474 0.08158 0.09772 0.10421 0.10456	3.85263 3.86315 3.77368 3.78947 4.07895	0.032378 0.021117 0.025895 0.027500 0.025634
26 27 28 29 30	京大兵奈和 都阪庫良山	歌	0.08105 0.05035 0.05930 0.07456 0.09474	4.07895 4.56842 4.09473 4.68947 4.13157	0.019870 0.011021 0.014482 0.015899 0.022931
31 32 33 34 35	鳥島廣山 島根山島口		0.12333 0.12807 0.08772 0.06333 0.00404	4.08421 4.04211 3.97895 3.41053 3.15789	0.030197 0.031683 0.022046 0.018569 0.001279
36 37 38 39 40	德香愛高福 島媛知岡		0.12579 0.08719 0.07456 0.08667 0.08807	4.32105 3.13684 3.10000 3.15789 4.22632	0.029111 0.027795 0.024052 0.027446 0.020838
41 42 43 44 45	佐長熊大宮 賀崎本分崎		0.08368 0.06000 0.00807 0.05930 0.07982	3.13684 3.07894 2.20526 3.15789 3.91578	0.026677 0.019487 0.003659 0.018778 0.020384
46 47	鹿児島沖	島繩	0.01456 —	2.91053 —	0.005003 —

率に於ては之を脱してゐる。群馬及埼玉の二縣は七ヶ月以上死産率に於て憂慮すべき府縣となつてゐる。

### 生後五日未満死亡率の低下率の最も高い府縣を順次に列舉すれば、茨

城・山形・宮城・埼玉・秋田・青森・北海道・千葉・岩手・東京・栃木・神奈川・福島・群馬の諸縣である。次に最も低い府縣を順位に挙げれば、福井・富山・

山口・和歌山・奈良・徳島・滋賀・三重・香川・石川・大分・佐賀・島根・岐阜の諸縣である。この中で福井・富山・山口は低下率が負であつて上昇の傾向をしてゐる。生後五日未満死亡率が順調に減少してゐる府縣は東京・北海道・

宮城・栃木・群馬・神奈川・山梨・鹿兒島・熊本の諸縣である。最も憂慮すべき

状態にある縣は富山・石川・福井・奈良・和歌山・山口・徳島・香川・高知の諸縣

生後五日未満死亡率に於ては低下率の最高の第十四位まで北海道、東北

及關東地方の諸縣で占めてゐる。

北陸竝に四國地方の諸縣は低下率低く而も生後五日未満死亡率其のものも高い。九州地方の諸縣は低下率一般に低く生後五日未満死亡率も亦低い。其の他の地方に於ては概して低下率低く死亡率は稍高い。

(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率) の低下率の最も高き府縣を順位別に列舉すれば栃木・茨城・秋田・宮城・岩手・長野・山形・山梨・埼玉・千葉・北海道・鳥取の諸縣である。反対に最も低い府縣を順位別に列舉すれば山口・鹿兒島・熊本・奈良・大阪・富山・福井・大分・兵庫・和歌山の諸府縣である。

第七表 生後五日未満死亡率の低下の趨勢  
大正9年—昭和13年

		傾斜の高さ	年 均 値	低 下 率
總	數	0.03614	2.07894	0.017384
1	北青岩宮秋	0.03807	1.56842	0.024273
2	海道	0.06140	2.50526	0.024508
3	森手	0.06386	2.80000	0.022807
4	城田	0.04982	1.69473	0.029397
5		0.07737	2.80526	0.027580
6	山形	0.08070	2.71052	0.029773
7	福茨	0.03173	1.77894	0.019523
8	茨城	0.10508	3.30000	0.031842
9	栃木	0.03211	1.53157	0.020965
10	群馬	0.02912	1.51053	0.019278
11	埼玉	0.08000	2.74736	0.029119
12	千葉	0.07930	3.28121	0.024146
13	北海道	0.04228	1.85789	0.022757
14	神奈川	0.03193	1.62632	0.019633
15	新潟	0.01737	1.34211	0.012942
16	富山	—	2.33684	—0.001352
17	石川	0.01719	3.02632	0.005680
18	福井	—	2.65789	—0.002111
19	長野	0.02526	1.34736	0.018748
20	岐阜	0.02369	1.50526	0.015738
21	岐阜	0.02175	2.31579	0.009392
22	愛知	0.02158	2.13158	0.010124
23	三重	0.02192	2.03157	0.010790
24	滋賀	0.00982	2.13158	0.004607
25	滋賀	0.00789	2.19473	0.003595
26	京都	0.02772	2.36842	0.011704
27	奈良	0.03140	2.27895	0.013778
28	和歌	0.03474	2.12631	0.016338
29	兵庫	0.00632	2.78121	0.002270
30	山口	0.00386	2.33684	0.001652
31	島根	0.03316	2.32631	0.014254
32	岡山	0.01474	2.23684	0.006590
33	広島	0.06105	3.22105	0.018953
34	福岡	0.02667	2.21053	0.012065
35	山口	—	1.30000	—0.000108
36	島根	0.00737	2.57368	0.002864
37	愛媛	0.01368	2.85263	0.004796
38	高知	0.02192	2.10000	0.010438
39	福岡	0.05158	3.63157	0.014203
40	佐賀	0.01965	1.54211	0.012742
41	長崎	0.01316	2.13158	0.006174
42	熊本	0.01702	1.57368	0.010815
43	大分	0.02514	1.36315	0.018663
44	宮崎	0.01140	1.88421	0.006050
45	鹿児島	0.01596	1.38947	0.011486
46	沖縄	0.01895	1.02105	0.018559
47	島根	—	—	—

第八表 (七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)の低下の趨勢 大正9年—昭和13年

		傾斜の高さ	平均値	低下率	
總	數	0.12439	5.99473	0.020750	
1	北青岩宮秋	道森手城田	0.12404 0.11526 0.20070 0.15386 0.20930	5.07368 5.72105 7.38947 5.62632 7.32632	0.024496 0.020147 0.027160 0.027346 0.028568
6	山福茨柄群	形島城木馬	0.16140 0.14947 0.23316 0.22105 0.13702	6.13684 6.28421 8.11578 6.83158 6.18947	0.026300 0.023785 0.028729 0.032357 0.022138
11	埼千東神新	玉葉京川鴻	0.19579 0.19035 0.12105 0.12614 0.10175	7.65263 7.47894 5.76315 6.04736 4.97368	0.025585 0.025451 0.021004 0.020859 0.020458
16	富石福山長	山川井梨野	0.07386 0.11368 0.08912 0.14754 0.16509	5.78421 7.04736 6.70000 5.66842 6.07894	0.012769 0.016031 0.013301 0.026028 0.027158
21	岐靜愛三滋	阜岡知重賀	0.14649 0.10316 0.11965 0.11228 0.11246	6.16842 5.99473 5.80526 5.93157 6.27368	0.023748 0.017208 0.020611 0.018929 0.017925
26	京大兵奈和歌	都阪庫良山	0.10877 0.08175 0.09404 0.08088 0.09860	6.44736 6.84736 6.22105 7.47368 6.46842	0.016870 0.011939 0.015116 0.010822 0.015243
31	鳥島爾廣山	坂根山島口	0.15649 0.14281 0.14877 0.09000 0.00351	6.41052 6.27894 7.20000 5.62105 4.45789	0.024411 0.022744 0.020662 0.016011 0.000787
36	德香愛高福	島川媛知岡	0.19316 0.10088 0.09649 0.13825 0.10561	6.89473 5.98947 5.19473 6.78747 5.75789	0.019313 0.016843 0.018575 0.020362 0.018342
41	佐長熊大宮	賀崎木分崎	0.09684 0.07702 0.03211 0.07070 0.09579	5.26842 4.65263 3.56315 5.04211 5.30526	0.018381 0.016554 0.009012 0.014022 0.018056
46	鹿沖兒	島繩	0.03351	3.93157	0.008523
47			—	—	—

順調に減少してゐる縣は北海道・宮城・山梨の諸縣である。最も憂慮すべき狀態にある府縣は大阪・石川・福井・奈良・和歌山・山口の諸府縣である。

四、府縣別死産率と府縣別に觀た諸種の社會生物學的並に社會經濟的指標との間の相關に就ては既に村上氏が大正七年より昭和二年に至る十ヶ年間の數字に就き二、三の検討を試みられてゐるが、余も亦種々の指標との間の相關を算出して見た。(第九表及第十表參照)

府縣別醫師普及率と死産率との相關を見ると大正九年に於では弱逆相關が認められるが、後年になるに従つて相關が稀薄となる傾向がある。七ヶ月以上死産率との相關は概ね死産率との相關と同じ傾向にあるが死産率との場合より稍々強く、生後五日未満死亡率との間には認むべき相關なく、  
 $(\text{七ヶ月以上死産率}) + (\text{生後五日未満死亡率})$ との相關は死産率及七ヶ月以

先づ大正九年、大正十四年、昭和五年、昭和十年の國勢調査年次に於て府  
縣別「醫師普及率」「產婆普及率」「女學校卒業率」「第三種所得納稅人員割合」  
「人口一人當郵便貯金」「人口一人當生產額」と「死產率」「七ヶ月以上死產率」  
「生後五日未滿死亡率」「七ヶ月以上死產率+生後五日未滿死亡率」との間の

次に府縣別産婆普及率と死産率との相關も醫師普及率との場合と同様で大正九年同十四年には微弱な逆相關があるが昭和五年同十年には相關認められず、近年になると共に相關が稀薄となつてゐる。七ヶ月以上死産率と上死産率と略ぼ同じ状態にある。

の相關も略ぼ同様である。生後五日未満死亡率との間には注目すべき相關なく、(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)との間には大正十四年に於て弱逆相關あるも他の年度に於ては殆んど認められない。

府縣別女學校卒業率(或る年度の女學校卒業者の其年度に於ける満十七歳及満十八歳の女子人口の平均數に對する割合)と死産率との相關を見ると大正十四年が最も濃厚な逆相關があり他の年度に於ても輕度の相關が認められるが、昭和の年代となると相關が稀薄となる傾向がある。七ヶ月以上死産率との間の相關も同じく大正十四年が最も強く他の年度に於ても相當の逆相關ありて、昭和になるも稀薄とならず、各年度を通じて總死産率の場合よりも相關程度が大である。生後五日未満死亡率との間には各年次を通じて弱逆相關が認められる。即ち一般に死産率就中七ヶ月以上死産率は教育程度の高い地方程低いと言ひ得るであらう。

府縣別第三種所得納稅人員割合と死産率との相關は殆んど認められない。七ヶ月以上死産率との間にも認め得べき相關なく、生後五日未満死亡率及(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)との間には、纔に大正九年に微弱な逆相關ありて以後注目すべき相關はない。

相関も略ぼ總死産率との相關と同じ傾向にあるが相關程度が總死産率との相關に比して小である。生後五日未満死亡率との相關は認められない。(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)との間にも認め得べき相關は存しない。一般に死産率は人口一人當生產額の大なる程大となる傾向が多いは窺れる。

以上を概観すると曾て死産率が醫師普及率及產婆普及率に逆比例してゐた時代があつたが近年には此の傾向認められず、教育普及率と死産率との間には常に輕逆相關の存することが認められる。又近年になると共に人口一人當郵便貯金及人口一人當生產額と死産率との間に、輕微な順相關の存することが認められ、而も此の相關度が七ヶ月以上死産率に於ては甚だ少く總死産率に濃厚であるのは近代に於ける經濟力向上が早期妊娠中絶を増加せしめる傾向を有するに非ざるやと思はしめる。

生後五日未満死亡率は何れの指標との間にも相關を認め得ない。

次に昭和十年より十三年に至る四ヶ年間に就て「先天性梅毒ニ依ル死亡率」「壯丁花柳病患者發見率」「出生率」「死亡率」「乳兒死亡率」と死産率及其の他の率との間の相關を調べて見た。

府縣別先天性梅毒に依る死亡率と死産率との間には極く輕微な弱逆相關が見られるが其の意味づけは困難である。七ヶ月以上死産率との相關も大同年には輕微な順相關が認められる。七ヶ月以上死産率、生後五日未満死亡率、(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)との間には近年に於て極く輕微な順相關があるが意義ある程度のものではない。

府縣別人口一人當生產額と死産率との相關は大正九年を除けば微弱な相關が認められ昭和十年に於て最も相關程度が強い。七ヶ月以上死産率との間には意義ある相關が見出されない。生後五日未満死亡率との間には昭和

第九表

	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年
醫師普及率				
死産率	- 0.3220 ± 0.1322	- 0.2541 ± 0.1379	- 0.0590 ± 0.1469	+ 0.1738 ± 0.1430
七ヶ月以上死産率	- 0.3665 ± 0.1264	- 0.3526 ± 0.1291	- 0.1862 ± 0.1423	+ 0.0246 ± 0.1474
生後五日未満死亡率	- 0.1730 ± 0.1430	- 0.0790 ± 0.1465	- 0.0126 ± 0.1474	+ 0.0376 ± 0.1472
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	- 0.3484 ± 0.1295	- 0.2770 ± 0.1361	- 0.1349 ± 0.1448	+ 0.0416 ± 0.1472
産婆普及率				
死産率	- 0.2201 ± 0.1403	- 0.2469 ± 0.1385	- 0.0561 ± 0.1470	- 0.0399 ± 0.1472
七ヶ月以上死産率	- 0.2008 ± 0.1415	- 0.2508 ± 0.1382	- 0.1648 ± 0.1434	- 0.0899 ± 0.1462
生後五日未満死亡率	- 0.0886 ± 0.1463	- 0.1874 ± 0.1423	- 0.0324 ± 0.1473	- 0.1669 ± 0.1423
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	- 0.1867 ± 0.1423	- 0.2700 ± 0.1367	- 0.1313 ± 0.1449	- 0.1727 ± 0.1430
女學校卒業率				
死産率	- 0.3192 ± 0.1324	- 0.4809 ± 0.1133	- 0.2762 ± 0.1362	- 0.2602 ± 0.1375
七ヶ月以上死産率	- 0.3793 ± 0.1262	- 0.5488 ± 0.1030	- 0.3347 ± 0.1309	- 0.3758 ± 0.1266
生後五日未満死亡率	- 0.0136 ± 0.1474	- 0.0691 ± 0.1467	- 0.0510 ± 0.1471	- 0.0526 ± 0.1470
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	- 0.3364 ± 0.1308	- 0.3986 ± 0.1240	- 0.2574 ± 0.1377	- 0.2206 ± 0.1403
第三種所得納稅人員割合				
死産率	- 0.0947 ± 0.1461	+ 0.0468 ± 0.1471	+ 0.1574 ± 0.1438	+ 0.2553 ± 0.1378
七ヶ月以上死産率	- 0.1865 ± 0.1423	+ 0.0632 ± 0.1469	- 0.0003 ± 0.1474	+ 0.0849 ± 0.1464
生後五日未満死亡率	- 0.2503 ± 0.1382	- 0.1205 ± 0.1453	- 0.1113 ± 0.1456	+ 0.0083 ± 0.1474
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	- 0.2728 ± 0.1365	- 0.0233 ± 0.1474	- 0.0683 ± 0.1468	+ 0.0616 ± 0.1468
人口一人當郵便貯金				
死産率	+ 0.0577 ± 0.1469	+ 0.1319 ± 0.1449	+ 0.2311 ± 0.1396	+ 0.2672 ± 0.1369
七ヶ月以上死産率	+ 0.0819 ± 0.1465	+ 0.0984 ± 0.1460	+ 0.1316 ± 0.1449	+ 0.1734 ± 0.1430
生後五日未満死亡率	+ 0.0812 ± 0.1474	+ 0.1181 ± 0.1443	+ 0.1820 ± 0.1426	+ 0.1572 ± 0.1438
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	+ 0.0638 ± 0.1468	+ 0.1354 ± 0.1447	+ 0.2022 ± 0.1414	+ 0.2282 ± 0.1398
人口一人當生產額				
死産率	+ 0.1164 ± 0.1454	+ 0.2891 ± 0.1351	+ 0.2536 ± 0.1380	+ 0.3700 ± 0.1273
七ヶ月以上死産率	+ 0.1294 ± 0.1450	+ 0.2703 ± 0.1369	+ 0.1528 ± 0.1440	+ 0.3039 ± 0.1338
生後五日未満死亡率	- 0.0458 ± 0.1471	- 0.0328 ± 0.1473	- 0.0671 ± 0.1468	- 0.0850 ± 0.1464
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	+ 0.0635 ± 0.1468	+ 0.1560 ± 0.1439	+ 0.0627 ± 0.1469	+ 0.1459 ± 0.1443

十三年に於て弱順相關が見られる。(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)との相關は大體總死産率との相關と同様である。

府縣別出生率と死産率との間には何れの年度に於ても弱逆相關が認められる。然るに七ヶ月以上死産率との間には纔に昭和十二年及同十三年に於て微弱な逆相關が見られるに過ぎない。生後五日未満死亡率との間には昭和十三年に於て弱逆相關が見出されるが他の年度に於ては認むべき相關がない。(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)との相關は認められず以後次第に濃厚となり昭和十三年には弱逆相關を示してゐる。以上を要するに輕度ではあるが出生率の高い地方程死産率が低い事實の存する事が判る。

府縣別死亡率と死産率との相關は府縣別出生率と死産率との相關とよく相似し昭和十年に於て微弱な逆相關が、昭和十一年、同十二年、同十三年に於て輕度の逆相關が認められる。七ヶ月以上死産率との間にも更に輕度の逆相關が存する。生後五日未満死亡率との間には明瞭な順相關が認められるが一般死亡率の低い地方に於て生後五日未満死亡率の低い事は當然考へられる處である。(七ヶ月以上死産率) + (五日未満死亡率)との間には認め得べき相關はない。

府縣別乳兒死亡率と死産率との間には認むべき相關は存在しない。七ヶ月以上死産率との間にも認むべきものはない。生後五日未満死亡率との間には當然の事ながら明確なる順相關を認めることが出来る。(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)との間にも明に密接なる關係が存することが看取出来る。

以上に於て最も著明なるは出生率及死亡率と死産率との間に輕度な逆相關を見ることが出来る事實である。

第十表

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
先天性梅毒に依る死亡率				
死産率	- 0.2138 ± 0.1407	- 0.1991 ± 0.1416	- 0.1733 ± 0.1430	- 0.2355 ± 0.1393
七ヶ月以上死産率	- 0.2284 ± 0.1397	- 0.2263 ± 0.1399	- 0.2378 ± 0.1391	- 0.2747 ± 0.1363
生後五日未満死亡率	- 0.0939 ± 0.1461	- 0.0724 ± 0.1467	- 0.0376 ± 0.1472	- 0.0736 ± 0.1466
(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)	- 0.2140 ± 0.1409	- 0.2028 ± 0.1414	- 0.1882 ± 0.1422	- 0.2349 ± 0.1393
壯丁花柳病患者發見率				
死産率	+ 0.0315 ± 0.1473	+ 0.1474 ± 0.1442	+ 0.0053 ± 0.1474	+ 0.2870 ± 0.1360
七ヶ月以上死産率	- 0.0928 ± 0.1462	+ 0.0167 ± 0.1474	- 0.0898 ± 0.1463	+ 0.2335 ± 0.1394
生後五日未満死亡率	+ 0.1250 ± 0.1451	+ 0.2441 ± 0.1387	+ 0.1199 ± 0.1453	+ 0.3146 ± 0.1329
(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)	+ 0.0231 ± 0.1474	+ 0.2026 ± 0.1414	+ 0.0384 ± 0.1472	+ 0.3994 ± 0.1239
出生率				
死産率	- 0.2283 ± 0.1398	- 0.3644 ± 0.1279	- 0.3794 ± 0.1262	- 0.3777 ± 0.1264
七ヶ月以上死産率	- 0.0984 ± 0.1460	- 0.1279 ± 0.1450	- 0.2533 ± 0.1380	- 0.2128 ± 0.1408
生後五日未満死亡率	- 0.0477 ± 0.1471	- 0.0764 ± 0.1460	- 0.1559 ± 0.1424	- 0.2752 ± 0.1363
(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)	- 0.0971 ± 0.1461	- 0.1406 ± 0.1445	- 0.2838 ± 0.1356	- 0.3455 ± 0.1294
死亡率				
死産率	- 0.2091 ± 0.1410	- 0.3792 ± 0.1262	- 0.3802 ± 0.1261	- 0.4232 ± 0.1210
七ヶ月以上死産率	- 0.1277 ± 0.1450	- 0.2752 ± 0.1363	- 0.3056 ± 0.1337	- 0.2947 ± 0.1346
生後五日未満死亡率	+ 0.4959 ± 0.1112	+ 0.4862 ± 0.1126	+ 0.4182 ± 0.1217	+ 0.4765 ± 0.1140
(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)	+ 0.2503 ± 0.1382	+ 0.2109 ± 0.1409	+ 0.1117 ± 0.1456	+ 0.1861 ± 0.1423
乳兒死亡率				
死産率	+ 0.0774 ± 0.1466	- 0.1696 ± 0.1432	- 0.0946 ± 0.1461	- 0.1875 ± 0.1423
七ヶ月以上死産率	+ 0.1477 ± 0.1442	- 0.1390 ± 0.1446	- 0.0461 ± 0.1471	- 0.1203 ± 0.1453
生後五日未満死亡率	+ 0.6145 ± 0.0918	+ 0.6414 ± 0.0868	+ 0.6162 ± 0.0915	+ 0.7182 ± 0.0714
(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未満死亡率)	+ 0.5120 ± 0.1088	+ 0.4195 ± 0.1215	+ 0.4311 ± 0.1200	+ 0.4897 ± 0.1121

引用文献

- 1) 村上賢三 十全會雜誌 三十五卷十一號  
2) 丸山博 本邦乳兒死亡統計四〇年  
3) F. Prinzing: Handbuch d medizinischen Statistik 1906  
4) S. Peller, Fehlgeburt und Bevölkerungsfrage 1930  
5) Max, Hirsch; Mutterschaftspflege Nr 15 1931

# 彙報

## 大東亞の諸國家、諸民族に對する施策方針に關する東條首相の議會聲明

昭和十八年六月十六日開會せられた第八十二回帝國

議會の開院式當日に於ける東條首相の演説は大東亞の諸國家、諸民族に對する帝國の施策方針を聲明したるものとして意義深いが、特に右内容に關する部分を議事速記錄より再録すれば左の如くである。

第八十二回帝國議會開院式當日に  
於ける東條首相演説(抄)

方針に則り終始一貫して今日に及んで居るのであります。大東亞戰爭勃發以來一年有半、今や大東亞十億の民衆は、我が眞意を了解し、日本の大東亞戰爭完勝なくして大東亞の解放なく、親しき大東亞の建設なくして大東亞民衆の福祉なしとする所の確信が、澎湃として起つてゐるのであります。誠に大東亞の爲御同慶に堪へぬ次第であります。以上の如き情勢に對處致しまして、帝國と致しましては、諸國家、諸民族の誠意と協力とに應へ、此の際更に新たなる施策に出づることを必要と考へて居るのであります。今其の主要なるものに付きまして、政府の所信を率直に申上げたいと存じます。

滿洲國に付きましては、同國は帝國を視るに親邦を以てし、畏くも皇帝陛下御躬ら率先御垂範遊ばされ、國民上下一致、帝國に對する物心兩方面の協力誠に大なるものがあり、兩國の交誼は眞に間然する所がないのであります。帝國と致しましては、益々其の信義に答へ、其の健全なる發達に懸、力を效さむとして居るのであります。

現下大東亞の動向を大観致しまするに、諸國家、諸民族の帝國に對しまする信頼、大東亞戰爭完遂に對する真摯にして自發的なる協力は、日に月に其の力を加へて居るのであります。私は最近中華民國、滿洲國及び比島を訪問致しまして、親しく現地の實相に觸れて、茲、此の確信を強く致したのであります。申す迄もなく、大東亞を米英の多年の桎梏より永久に解放し、其の本然の姿に歸らしめんと致しますることは、帝國不動の大方針であります。帝國の施策は、此の大

あります。最近龐炳勳、孫殿英、榮子恒等の將軍を始めとし、幾多の人士が、踵を接しまして重慶政權の傘下を離れ、汪主席と行動を共にするに至りつゝあります。此の中國の興隆は、中國の爲、大東亞の爲、將又世界人類の爲、誠に慶祝に堪へぬ次第であります。此の秋に當り、帝國は此の中華民國の興隆を心より祝福致しますると共に、今後懸念を之を支援するの決意を深くし、進んで日華間の條約に根本的な改訂を圖り、兩國の協力の種類に更に一步を進むことを存じます。

タイ國に付きましては、同國が多年米英との複雜機微なる關係を一擲し、敢然として帝國と行を共にし、ピブン首相統率の下に、幾多の困難障礙を克服しつゝ一路大東亞戰爭完遂に邁進致して居るのであります。之に對し私は深く敬意を表する次第であります。帝國は同國との提携を今後懸念、密にし、同國の軍事、經濟、文化等各方面に亘り更に一段の協力を致さむことを深く期し、同國民多年の宿望にも鑑み、同國の發展の爲新なる協力を爲すの用意あることを茲に表明するものであります。

ビルマに付きましては、御承知の通り去る三月バーモ長官を帝都に迎へ、帝國の決意を傳へたのであります。バーモ長官以下各指導者のビルマの獨立並に大東亞戰爭の完遂協力に關する眞剣なる決意の程を感得することが出來ましたことは、諸君御存じの通りであります。而して既に五月八日獨立準備委員會が結成され、著々として獨立準備の進捗致しつゝあります」と慶祝の至りであります。私は日ならずして其の準

備も完了し、歴史的光榮の日の速かなる」とを強く期待するものであります。

比島に付きましては、バルガス長官以下要路の人々が、身を挺して比島再建と大東亜戦争完遂協力の爲に努力致し、一般民衆も亦逐次帝國の眞意を了解して、積極的に協力しつゝあるのであります。比島獨立に關する帝國の態度は、累次の聲明に依り既に明かなる所であります。帝國は、此の際更に一步を進めまして、本年中に比島に獨立の榮譽を與へむとするものなることを茲に中外に宣明するものであります。當て米國の不信なる支配の下に空しく獨立の幻影を逐うて居りましたる比島民衆は、大東亜戦争勃發以來未だ二箇年にも満たざるに、早くも茲に多年の宿望を達せむと致して居るのであります。私は比島民衆の感激に思ひを致し、比島の爲、又大東亜の爲、眞に慶祝に堪へない次第であります。

尙マライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス等の原住民は、皇軍の軍政下に營々として協力の度を増大しつゝあるのであります。即ち戦争下に於きましても、既に彼等は現地皇軍の心からなる指導に依り、從來の精神的壓迫より解放せられ、現に教育其の他各種の文化的恩恵に浴し、未だ曾てなき希望に満ちたる生活を營んで居るのであります。インドネシア民衆の爲誠に欣快に存する次第であります。帝國は此の際更に進んで原住民の念願に基き、それらの民度に應じて、本年中には原住民の政治參與に關しまする措置を逐次執つて參る所存であります。就中ジャワに付きましては、其の民度に鑑み、民衆の輿望に應へて、能ふ限り速かに之が實現を期せむとするものであります。

國の不信なる支配の下に空しく獨立の幻影を逐うて居ましたる比島民衆は、大東亜戦争勃發以來未だ二箇年にも満たざるに、早くも茲に多年の宿望を達せむと致して居るのであります。私は比島民衆の感激に思ひを致し、比島の爲、又大東亜の爲、眞に慶祝に堪へない次第であります。

斯くして大東亜の諸國家、諸民族が、逞しき發展をすることが、萬邦をして各、其の所を得しめ、兆民をして悉く其の堵に安んぜしむる我が肇國の大理想は、著々として大東亜の天地に具現せられ、多年米英の飽くなき搾取に悩める東亜の民衆に輝かしき黎明は來つたのであります。

以上の如くにして、萬邦をして各、其の所を得しめ、兆民をして悉く其の堵に安んぜしむる我が肇國の大理想は、著々として大東亜の天地に具現せられ、多年米英の飽くなき搾取に悩める東亜の民衆に輝かしき黎明は來つたのであります。

佛印に付きましては、佛印當局は複雑なる情勢の下に善處致して居るのであります。帝國は共同防衛に關する日佛議定書の精神に基き、佛印との懸密なる提携を圖らむとするものであります。

## 地方行政刷新強化に關する件

(昭和十八年六月二十八日)  
（情報局發表）

現下行政の重要性に鑑み府縣割據の弊を防除し關係都廳府縣間の行政の総合連絡調整を圖り更に進んで特別地方行政官廳の所管行政にも互り各種施策の綜合的運営を具現し以て各種地方官廳を擧げて渾然一體となり戰時地方行政の振作に邁進するの態勢を整へんとす、その要綱左の如し

### 地方行政刷新強化方策要綱

#### 一、地方別に地方行政協議會を左の如く設置すること

##### (1) 設置すべき地方

北海地方 北海道、樺太

東北地方 青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣

關東地方 茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、警視廳

東海地方 新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣

北陸地方 長野縣、富山縣、愛知縣、三重縣

近畿地方 滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣

中國地方 鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣

四國地方 德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣

九州地方 福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖縄縣

戰時下に於ける地方行政の根本的刷新強化を目的とする地方行政刷新強化方策要綱は昭和十八年六月二十八日の臨時閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられたが、行政部面に於ける大地域主義的統合問題は人口問題の見地からも關心せらるゝところ妙くない。

#### (2) 組織

協議會は會長一人および委員若干人を以てこれ

を組織す

會長は内閣總理大臣の指定する地方長官をもつてこれに充つ

委員は會長たる者を除くの外當該地方内の地方

長官、財務局長、税關長、地方專賣局長、營林局

長、鑛山監督局長、工務官事務所長、地方燃料局

長、海務局長、遞信局長、鐵道局長および勞務官

事務所長を以てこれに充つ

(註) 地方の事情により本文の地方特別官廳の長の若干を缺き又は他の地方特別官廳の長を加ふることあるべし

(3) 権限

地方行政の綜合連絡調整に任ずるものとす

(4) 運營

(い) 本協議會の運營についてはその敏速適正を期し得るやう議事規則等を作るものとす

(ろ) 本協議會の庶務は會長たる地方長官所屬の地方廳に於て之を行ふ

二、戰時行政職權特例に左の如き改正を加ふること

協議會の長たる地方長官は關係地域内における各種行政の綜合連絡調整を圖るために必要あるときは關係

地方長官に對し必要な指示をなしおよび特別地方官廳に對し必要な指示をなすべきことを求むることを得

三、指定都廳府縣に特別の職員を置くこと

協議會の會長たる地方長官所屬の都廳府縣に參事官(假稱、勅任官)専任一人を置き知事の命を受け當該協議會の關係地域内における各種行政の綜合連絡

調整に關する事務を掌らしむ

(註) 參事官は地方行政協議會の事務統理に常りしてこのに充つ

第十六條ノ二第二項及第二十三條第一項中「工場就業時間制限令施行」ヲ削ル

第十二條第四項中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上グ

第十六條ノ二第二項及第二十九條ノ三第二項中「工場就業時間制限令施行」ヲ削ル

本誌前號本欄既報の如くであるが、その一部をなす工場就業時間制限令廢止の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。なほに伴ひ工場就業時間制限令施行規則も亦廢止せらるゝこととなつた。

第十五條中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上グ

第三十五條第二項中「工場就業時間制限令施行」ヲ削

ル

工場就業時間制限令廢止ノ件

(昭和十八年六月十五日)  
勅令第五百一號

工場就業時間制限令ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ舊令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

重要事業場勞務管理令中左ノ通改正ス

第二十五條第一項中「工場就業時間制限令並ニ」ヲ削ル

勞務調整令中左ノ通改正ス

(昭和十八年六月十八日)  
勅令第五百一十三號

決戰段階の國民勞務總動員要請に即應すべき勞務調整令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令中改正ノ件

第一條中「就職及退職ノ制限」ヲ「就職、從業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令」ニ改ム

第三條第二項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十七條及第二十條第二項中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第八條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ業種又ハ職種ヲ指定シテ男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

削ル

第三條中「工場就業時間制限令施行ニ關スル事務」ヲ

第十二條保安部ノ部中第七號ヲ削リ第八號ヲ第七號トシ以下順次繰上グ

者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

トヲ得

### 第三章ノ二 従業者ノ雇入及就職ノ命令

第十一條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ時局ノ要請ニ依ル企業整備ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ勸奨ニ基キ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ニ對シ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ就職スルコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定セテレタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主（以下「指定事業主」と稱ス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者（以下「指定就職者」と稱ス）ヨリ就職ノ申請アリタルトキハ之ヲ屢入ルコトヲ要ス

指定就職者指定事業主トノ間ニ前二項ノ規定ニ依ル雇傭關係成立シタルトキ其ノ者ト時局ノ要請ニ依ル企業整備ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ勸奨ニ基キ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主トノ間ニ雇傭關係ノ存スル場合ニ於テハ之ヲ存續セシムルコトヲ得ズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得  
第十一條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ國民職業指導所ノ職業紹介其ノ他ノ方法ニ依リ所要ノ勞務

ヲ得ラレザル場合ニ之ヲ爲スモノトス  
第十一條ノ四 第十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ハ之ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ノ厚生大臣又ハ地方長官ニ對ス

ル申請ニ依リ之ヲ爲ス

### 第十一條ノ五 指定事業主指定就職者ノ賃金其ノ他ノ給與ヲ定ムルニ當リテハ其ノ者ノ技能程度、從事スベキ業務及場所等ニ應ジ且從前ノ賃金其ノ他ノ給與及之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌スベシ

指定就職者ノ雇入ハ其ノ者ガ從前賃金統制令第十條第一項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者タリシ場合ハ同條第二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ從前ノ事業主ノ

雇入レタル時ニ於テ雇入レタルモノト看做ス  
厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定事業主又ハ指定就職者ニ對シ指定就職者ノ受クベキ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

### 第十一條ノ六 指定事業主ハ指定就職者ノ年齢、知識、技能程度及身體ノ狀態等ヲ斟酌シ其ノ適正ナル配置ヲ爲スコトニ注意スベシ

第十四條及第十五條中「就職及退職」ヲ「就職、從業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第十六條第一項中「（東京府ニ在リテハ警視總監）又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同條第二項中「就職及退職」ヲ「就職、從業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第十七條第一項中「使用及解雇」ヲ「使用、解雇及賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ、同條第二項中「使用又ハ解雇」ヲ「使用、解雇又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

### 附 則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ  
國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ

昭和十六年十二月八日公布勅令第十六號勞務調整令

抄錄

### 第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法（昭和十三年勅令第三百七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六條

ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定期所ニ依ル

### 第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ領入ルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

第十七條 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

關シ從業者ヲ使用スル官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム）又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

前項勞務調整令改正とその趣旨を同じくする賃金統

制令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以

## 賃金統制令中改正の件公布

前項勞務調整令改正とその趣旨を同じくする賃金統制令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の如く公布せられた

### 賃金統制令中改正の件

（昭和十八年六月十八日勅令第五百五十四號）

賃金統制令中左ノ通改正ス

第六條中「同條ノ規定ニ依リ」ヲ削リ「作成シタルトキハ」ノ下ニ「命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外」ヲ加ヘ「東京府ヲ東京都ニ改ム

第十四條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ削リ第四號ヲ第三號トス

二 第十六條ノ規定ニ依ル賃金規則ニ依ル賃金ヲ以テ雇傭シ又ハ同條ノ規定ニ依ル昇給内規ニ依リ賃金ヲ増スベキモノ

〔參照〕

昭和十五年十月十九日公布 勅令第六百七十五號賃金統制令

### 抄錄

第六條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則及

昇給内規ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ賃金規則ニ依ル賃金ヲ以テ労務者ヲ雇傭シ其ノ昇給

内規ニ依リ賃金ヲ増スコトヲ得但シ第九條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨げズ

前項ノ賃金規則又ハ昇給内規ニ變更セントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ前二項ノ規定ニ依ル賃金規則又ハ昇給内規ニ變更ヲ命

業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫々地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 削除  
ズルコトヲ得

第十八條中「前四條」ヲ「第十四條乃至第十六條」ニ改ム

第二十三條第二項中「第十五條、第十六條又ハ第十七條」ヲ「第十五條又ハ第十六條」ニ改ム

第三十二條第一項、第三十三條第二項及第三十四條中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第三十三條中「内地」ヲ「樺太以外ノ内地」ニ改ム

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ

### 附 則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル請負單價若ハ請負歩合及賃金算定方法

又ハ初給賃金及昇給ノ規程ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ第十六條第一項ノ改正規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十七條 雇傭主ハ一定ノ労務者ノ初給賃金及昇給トヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨げズ

ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル労務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

### 賃金統制令施行規則中改正の件公布

賃金統制令施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 賃金統制令施行規則中改正の件

前項ノ賃金規則又ハ昇給内規ニ變更セントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 雇傭主ハ左ニ掲タル労務者以外ノ労務者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加ヘ同條第二項ヲ削ル

十一 其ノ他賃金ニ關シ必要ナル事項

（昭和十八年六月二十八日厚生省令第二十四號）

第六條中「前條第一項」ヲ「前條」ニ改ム

第七條中「第二十六條第一項」ヲ削ル

第八條ノ二 令第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依

リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル賃金規則ニ付テハ令第

六條ノ報告ヲ爲スヲ要セズ

第十三條第一項第一號中「一月ニ付當該勞務者」ノ下ニ

「基本給三日分又ハ」ヲ加フ

第十四條第一項中「第五條第一項」ヲ「第五條」ニ改ム

第十七條第二項中「若ハ最近三月間ノ毎月」及「又ハ之ニ准ズベキ書面」ヲ削ル

第二十條中「第四號」ヲ「第二號」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

三 六十日以内ノ期間ヲ定メテ雇傭スルモノ  
第二十一條中「令第十四條第一項ノ賃金」ノ下ニ「並ニ  
令第十五條ノ規定ニ依リ認可ヲ受タル賃金ニ」ヲ加フ

第二十四條 令第十五條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號ニ依リ其ノ申請ニハ賃金規則ノ寫及最近ノ賃金總額

計算期間並ニ最近三月間ノ毎月ノ賃金表帳(總括票)ノ寫ヲ添附スベシ

第二十四條ノ二中「及第十六條」ヲ削ル

第二十五條 令第十六條ノ認可ノ申請ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地並ニ男女別勞務者數ヲ寫ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル賃金規則ニハ第六條第二項乃至第五項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ通知ニ依リ之ヲ行フ  
第二十五條ノ三 令第十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受

ントスル昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 昇給期ニ關スル事項

二 昇給條件ニ關スル事項

三 一回ノ昇給ノ最高額、最低額及標準額ニ關スル事項

四 其ノ他昇給ニ關シ必要ナル事項

第二十五條ノ四 雇傭主令第十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ認可アリタル昇給内規ニ依リ其ノ

賃金ヲ増ズベキ勞務者ニ對スル一回ノ昇給額ノ其ノ勞務者ニ對スル平均額ハ其ノ昇給内規ニ定ムル一回ノ昇給標準額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第二十五條ノ五 左ノ各號ニ掲ゲル場合ハ令第十六條第二項ノ認可ヲ受タルトキ要セズ

一 第五條第三號又ハ第四號ニ掲ゲル事項ニ關スル變更ニシテ之ガ爲最高初給賃金又ハ最高賃金ヲ超エザルトキ

二 令第二十一條及令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ地方長官又ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル賃金ノ

協定ノ範圍内ニ於ケル變更ナルトキ

三 厚生大臣ノ指定スル手當ニ關スル變更ナルトキ

所ニ於テ當時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ

其ノ雇傭スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃

金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給スルコトヲ得ザルモノトス

第二十七條第一項中「令第六條ノ規定ニ依リ地方長官

特別手當表張ハ第二十一條第一號ノ手當ヲ支給スル

ニ至リタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ同號ノ手

當ノ種類毎ニ手當ヲ受ケル勞務者ノ氏名、男女別、

第二十九條第一項中「毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキ」ノ下ニ「又ハ厚生大臣ノ指定スル臨時ノ給與ナルトキ」ヲ加ヘ第二項中「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改メ「又ハ

之ニ准ズベキ書面」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ノ指定ハ通知ニ依リ之ヲ行フ

第三十條第二項中「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改メ「又ハ之ニ准ズベキ書面」ヲ削ル

第一項ノ指定ハ通知ニ依リ之ヲ行フ

第三十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

認可ヲ受ケントスル協定ニシテ令第十五條又ハ令第十六條ノ事項ニ關スルモノナルトキハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スベシ

第三十三條中「廢止又ハ變更」ヲ「變更又ハ廢止」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ變更又ハ廢止ニシテ令第十五條又ハ令第十六條ノ事項ニ關スルモノナルトキハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スベシ

第三十五條但書中「日日雇入ル勞務者」ノ下ニ「及六十日以内ノ期間ヲ定メテ雇傭スル勞務者」ヲ加フ

第三十六條 賃金表帳ハ個人票、總括票、特別手當臺帳、生產臺帳及昇給臺帳トス

個人票及總括票ハ同一工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタ

ル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ工場、礦山ニ在リテハ様式第十六號及樣式第十七號、其ノ

他ノ事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ樣式第十八號及樣式第十九號ニ依ルベシ

第三十七條第一項中「令第六條ノ規定ニ依リ地方長官

特別手當表張ハ第二十一條第一號ノ手當ヲ支給スル

ニ至リタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ同號ノ手

當ノ種類毎ニ手當ヲ受ケル勞務者ノ氏名、男女別、

年齢及其ノ手當額ヲ記載スベシ但シ個人票ニ特別手當欄ヲ設ケタルトキハ特別手當臺帳ノ作成ヲ要セズ

生産臺帳ハ令第十五條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ第二十一號ニ依ルベシ

昇給臺帳ハ令第十六條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ様式第二十二號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付キ第三項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 貨金臺帳ノ記入ハ個人票及特別手當臺帳ニ在リテハ毎月ノ賃金又ハ第二十一條第一號ノ手當ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ、總括票及生產臺帳ニ在リテハ毎月ノ賃金又ハ生產量ニ付翌月末日迄ニ毎貨金總額計算期間ノ賃金又ハ生產量ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲シ、昇給臺帳ニ在リテハ毎昇給期ノ昇給額ヲ昇給期ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時三十人以上ノ労務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ様式第十七號ニ依リ總括票ヲ作成スルモノニ在リテハ毎貨金總額計算期間ノ貨金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ様式第十九號ニ依リ總括票ヲ作成スルモノニ在リテハ毎月ノ貨金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條ノ二 令第十五條ノ認可ヲ受ケタル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎貨金總額計算

期間ノ生產臺帳ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ

地方長官ニ報告スベシ

第三十九條ノ三 令第十六條ノ認可ヲ受ケタル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎昇給期ノ昇給臺帳ノ寫ヲ其ノ昇給期ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

告スベシ

第四十一條中「第二十六條第一項、」ヲ削ル

様式第一號記載注意中「工業分類(小分類)」ヲ「工業分類(中分類)」ニ改ム

様式第二號中記載注意第一號ヲ第二號トシ第二號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ

一、事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(中分類)ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト

樣式第三號、樣式第十一號及樣式第十五號中記載注意トシテ左ノ一號ヲ加フ  
一、事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(中分類)ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生產品名ヲ記載スルコト

樣式第三號、樣式第十一號及樣式第十五號中記載注意トシテ左ノ一號ヲ加フ

一、事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(中分類)

ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成

ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生產品名ヲ記載

スルコト

樣式第四號乃至樣式第八號、樣式第十三號、樣式第十四號及樣式第十六號乃至樣式第十九號、樣式第二十一號削除

樣式第九號乃至樣式第十一號、樣式第十二號、樣式第十三號、樣式第十四號及樣式第十五號乃至樣式第十九號、樣式第二十一號及樣式第二十二號ヲ別紙ノ如ク改ム

五 家族手當 労務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直

附 則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別紙様式省略)

## 賃金統制令施行規則に關する厚生省告示

### 告示

賃金統制令施行規則に依る賃金統制令の手當に關する指定は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く告示せられた。

### 厚生省告示第三百一號

賃金統制令施行規則第二十一條第一號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十四條第一項ノ賃金ニ含マザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第

九號ノ手當ハ地方長官又ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

昭和十八年五月厚生省告示第三十一號ハ之ヲ廢止ス

一、應召手當、陸軍召集規則第二條第一項又ハ海軍召集規則第三條第一項ノ召集ニ應召中ノ勞務者ニ對シ支給スル手當

三、軍事參會手當 徵兵検査ノ身體検査、簡閱點呼又ハ帝國在郷軍人會會則第十條第二號イ、ロニ掲グル

訓練(一年ニ付四十時間ヲ超エザル訓練)ヲ受クル勞務者ニ對シ身體検査、簡閱點呼又ハ訓練ノ當日若ハ

時間ニ付支給スル手當

四、應徵手當 國民徵用令ニ依リ徵用中ノ勞務者ニ對シ支給スル手當

ザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ爲サム

系尊屬、滿十八歳未満ノ直系卑屬及弟妹若ハ不具發  
疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持ス  
ルモノ一人ニ付月額五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金

額以内ニ於テ支給スル手當

六 精勤手當 一定期間精勤シタル勞務者ニ對シ一月

ニ付基本給三日分又ハ標準報酬日額ノ二日分ノ割合

ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手當

七 臨時休業手當 屢傭主臨時ニ休業ヲ命ジタル勞務

者ニ對シ其ノ休業ノ日又ハ時間ニ付支給スル手當

八 防空勤務手當 所定就業時間外ニ於テ工場又ハ事

業場ノ防空勤務ニ服シタル勞務者ニ對シ勤務ノ都度

支給スル手當

九 積勵率及能率增進ノ爲ニスル手當

昭和十八年十一月二日 厚生省告示第三十一號ハ本號

ト同件ナリ

### 厚生省告示第三百二號

賃金統制令施行規則第二十五條ノ五第三號ノ規定ニ

依リ賃金統制令第十六條第二項ノ認可ヲ受クルヲ要セ

ザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ

施行ス

一 應召手當 陸軍召集規則第二條第一項又ハ海軍召

集規則第三條第一項ノ召集ニ應召中ノ勞務者ニ對シ

支給スル手當

二 入營手當 現役在營中ノ勞務者ニ對シ支給スル手

當

三 軍事參會手當 徵兵検査ノ身體検査、簡便點呼又

ハ帝國在郷軍人會會則第十條第二號イ、ロニ掲ゲル

訓練(一年ニ付四十時間ヲ超エザル訓練ヲ受クル勞

務者ニ對シ身體検査、簡便點呼又ハ訓練ノ當日若ハ

時間ニ付支給スル手當

四 雇徵手當 國民徵用令ニ依リ徵用中ノ勞務者ニ對

シ支給スル手當

五 家族手當 労務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サ

ザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直

系尊屬、滿十八歳未満ノ直系卑屬及弟妹若ハ不具發

疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持ス

ルモノ一人付月額五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額

以内ニ於テ支給スル手當

六 精勤手當 一定期間精勤シタル勞務者ニ對シ一月

ニ付基本給三日分又ハ標準報酬日額ノ二日分ノ割合

ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手當

七 臨時休業手當 屢傭主臨時ニ休業ヲ命ジタル勞務

者ニ對シ其ノ休業ノ日又ハ時間ニ付支給スル手當

八 防空勤務手當 所定就業時間外ニ於テ工場又ハ事

業場ノ防空勤務ニ服シタル勞務者ニ對シ勤務ノ都度

支給スル手當

### 國民勤勞報國協力令中改正ノ件公布

昭和十六年十一月公布をみた國民勤勞報國協力令に

ついては本誌第二卷第十二號本欄所報の如くであるが、

決戦下國民労力の總動員要請に應すべき同令中一部改

正の勅令は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の

如く公布せられた。

昭和十六年十一月公布をみた國民勤勞報國協力令に

ついては本誌第二卷第十二號本欄所報の如くであるが、

決戦下國民労力の總動員要請に應すべき同令中一部改

正の勅令は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の

訓練(一年ニ付四十時間ヲ超エザル訓練ヲ受クル勞  
務者ニ對シ身體検査、簡便點呼又ハ訓練ノ當日若ハ  
時間ニ付支給スル手當

第六條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第三條第一項中「四十年」ヲ「五十年」ニ改ム

第四條中「三十日」ヲ「六十日」ニ改ム

第六條中「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村

長ニ準ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在

リテハ區長トス」ニ改ム

第十四條中「東京都ニ在リテハ警視總監及東京府知事

トス」ヲ「東京都ニ在リテハ東京都長官及警視總監ト

ス」ニ改ム

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第二條第六條及第十四條ノ改正規定ハ昭和十八年

七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十六年十一月二十日公布 勅令第九百九十五號國民勤勞

報國協力令抄錄

### 第三條第一項

國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムベキ者ハ帝

國臣民ニシテ年齡十四年以上四十年未満ノ男子及

年齡十四年以上三十五年未満ノ女子(妻及届出ヲ

爲ザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女

子ヲ除ク)トス

第四條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期

間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内ト

前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意

アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル

請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長(市町村長ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ)其ノ他ノ團體ノ長又ハ

學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者、作業ノ種類、協力ヲ爲スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必

要ナル事項ヲ指定シテ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第十四條 第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ第五條第六條及前二條中

厚生大臣トアルハ文部大臣及厚生大臣ニ至地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監及東京府知事トス

厚生大臣トアルハ文部大臣及厚生大臣ニ至地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監及東京府知事トス

## 工場法 戰時特例の公布

決戦段階下國民労力の總動員の要請に即應すべキ工場法の戰時特例に關する件は昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 工場法 戰時特例

(昭和十八年六月十五日)  
勅令 第五百號

第一條 戰時行政特例法ニ基ク工場法ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 工場法第三條、第四條及第七條ノ規定ハ厚生大臣ノ指定スル工場ニ之ヲ適用セズ

前項ノ指定ハ指定スベキ工場ノ工業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 工業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許

可ヲ受ケ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ工場法第九條、第十條及第十一條第二項ノ規定ニ拘ラズ同法第

十一條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル義務ニ就カシムルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第二條第一項ノ工場ノ工業主ニ對シ同條ノ規定實施ノ爲勤勞管

理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得  
第五條 工場法第十九條及第二十五條ノ規定ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ之ヲ準用ス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 工場法 戰時特例施行規則の公布

工場法戰時特例施行規則は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 工場法 戰時特例施行規則

(昭和十八年六月十六日)  
厚生省令第十八號

第一條 工場法戰時特例(以下令ト稱ス)第二條ノ規定

ニ依リ重要事業場勞務管理令第二條ノ規定ニ依リ指定シタル工場ヲ指定ス

第二條 令第二條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ依リ指定ノ一該當スルモノヲ除ク)ヲ、第四號中「電動機」ノ下ニ「(七キロワット以下ノモノヲ除ク)」ヲ加ヘ、同號中「發電機ノ抵抗器」ヲ削リ、第五號中「鋸機」ノ下ニ「鋸ノ直徑二十五厘米以下ノ圓鋸機及卓上帶鋸機ニシテ鋸ノ幅三十八毫米以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、第六號及第七

第三條 令第三條ノ許可ノ申請書ニハ左ニ掲タル事項ベシ  
ヨ記載スベシ

一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類  
二 工場主ノ氏名及住所(法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名)

三 常時使用スル男女別、十六歳以上十六歳未滿ノ年齢別職工數

四 許可ヲ受ケ就業セシメントスル業務

五 許可ヲ受ケ就業セシメントスル男女別職工數

六 許可ヲ受ケントスル理由  
第四條 令第三條中行政官廳トアルハ地方長官、令第四條中行政官廳トアルハ第一條ノ工場ニ在リテハ厚生大臣、其ノ他ノ工場ニ在リテハ地方長官トス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 工場法 施行規則中改正の件公布

工場法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

工場法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 工場法 施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月十六日)  
厚生省令第十九號

工場法施行規則中改正ノ件

ニ依リ重要事業場勞務管理令第二條ノ規定ニ依リ指定シタル工場ヲ指定ス

第二條 令第二條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ依リ指定ノ一該當スルモノヲ除ク)ヲ、第四號中「電動機」ノ下ニ「(七キロワット以下ノモノヲ除ク)」ヲ加ヘ、同號中「發電機ノ抵抗器」ヲ削リ、第五號中「鋸機」ノ下ニ「鋸ノ直徑二十五厘米以下ノ圓鋸機及卓上帶鋸機ニシテ鋸ノ幅三十八毫米以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、第六號及第七

第三條 令第三條ノ許可ノ申請書ニハ左ニ掲タル事項ベシ  
ヨ記載スベシ

一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類  
二 工場主ノ氏名及住所(法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 年齢別職工數

四 許可ヲ受ケ就業セシメントスル業務

五 許可ヲ受ケ就業セシメントスル男女別職工數

六 許可ヲ受ケントスル理由  
第四條 令第三條中行政官廳トアルハ地方長官、令第四條中行政官廳トアルハ第一條ノ工場ニ在リテハ厚生大臣、其ノ他ノ工場ニ在リテハ地方長官トス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 工場法 施行規則中改正の件公布

工場法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

工場法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 工場法 施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月十六日)  
厚生省令第十九號

工場法施行規則中改正ノ件

ニ依リ重要事業場勞務管理令第二條ノ規定ニ依リ指定シタル工場ヲ指定ス

第二條 令第二條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ依リ指定ノ一該當スルモノヲ除ク)ヲ、第四號中「電動機」ノ下ニ「(七キロワット以下ノモノヲ除ク)」ヲ加ヘ、同號中「發電機ノ抵抗器」ヲ削リ、第五號中「鋸機」ノ下ニ「鋸ノ直徑二十五厘米以下ノ圓鋸機及卓上帶鋸機ニシテ鋸ノ幅三十八毫米以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、第六號及第七

第三條 令第三條ノ許可ノ申請書ニハ左ニ掲タル事項ベシ  
ヨ記載スベシ

一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類  
二 工場主ノ氏名及住所(法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正五年八月三日農商務省令第十九號工場法施行規則抄錄

第五條 工場法第九條ニ掲タル業務ノ範圍左ノ如シ  
六、危險ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニ  
シテ完全ナル柵圍其ノ他危害豫防裝置ナキモノ  
又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

七、完全ナル柵圍其ノ他ノ危害豫防裝置ナキ車軸  
道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條 工場法第十條ニ掲タル業務ノ範圍左ノ如シ  
五、金屬、鐵物、土石、骨、角、襤襠、獸毛、棉、  
麻、纓等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ  
於ケル業務

鑛夫就業扶助規則の特例に關する件

公布

上掲工場法の戰時特例に關する勅令とその趣旨を同  
じくする鑛夫就業扶助規則の特例に關する件は、昭和  
十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられ  
た。

鑛夫就業扶助規則ノ特例ニ關スル

件(昭和十八年六月十六日)  
(厚生省令第二十一號)

第一條 石炭ヲ目的トスル鑛業權者鑛山監督局長ノ許  
可ヲ受ケタルトキハ鑛夫就業扶助規則(以下規則ト  
稱ス)第五條及第六條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延  
長シ、規則第七條ノ規定ニ拘ラズ十六歳以上ノ女子  
ヲ就業セシメ、規則第九條ノ規定ニ拘ラズ休憩時間  
ヲ短縮シ又ハ規則第十條ノ規定ニ拘ラズ休日ヲ廢ス

ルコトヲ得

第三條 鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキ  
十六歳未滿ノ男子ニシテ國民學校高等科ノ課程又ハ

ハ規則第十一條ノ二ノ規定ニ拘ラズ石炭坑ニ付テハ  
之ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタルモノ  
及二十歳以上ノ女子(妊娠中ノ者ヲ除ク)ヲ、其ノ他

ノ鑛山ニ付テハ二十五歳以上ノ女子(妊娠中ノ者ヲ  
除ク)ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得  
第三條 鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキ  
ハ規則第十二條及第十三條ノ規定ニ拘ラズ十六歳未  
滿ノ者及女子ヲシテ規則第十二條及第十三條各號ノ  
業務ニ就カシムルコトヲ得

第四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前各條  
ノ鑛業權者ニ對シ前各條ノ規定實施ノ爲勤勞管理ニ  
關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條 鑛業權者第一條ノ規定ニ依リ十六歳未滿ノ男  
子又ハ二十歳以上若ハ二十五歳以上ノ女子ヲ坑内ニ  
於テ就業セシメントスルトキハ醫師ヲシテ其ノ者ノ  
健康診斷ヲ爲サシムベシ但シ厚生大臣ノ指定スル健  
康診斷ヲ受ケ三月ヲ経過セザル者ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ

第六條 鑛業權者ニ毎年少クトモ二回醫師ヲシテ第二  
條ノ規定ニ依リ坑内ニ於テ就業スル十六歳未滿ノ男  
子又ハ二十歳以上若ハ二十五歳以上ノ女子ノ健康診  
斷ヲ爲サシムベシ

第六條第二項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ爲サシメザリ  
シ場合ニ於テハ鑛業權者ハ厚生大臣ノ指定スル健康  
診斷ノ結果ニ關スル記録ノ寫ヲ作成スベシ  
第二項ノ規定ニ依ル健康診斷ノ結果ニ關スル記録又  
ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ノ結果ニ關スル記録  
ノ寫ハ三年間之ヲ保存スベシ

第九條 鑛業權者ハ第五條又ハ第六條ノ健康診斷ノ結

果注意ヲ要スト認メラレタル者ニ付テハ醫師ノ意見  
ヲ徵シ療養ノ指示、就業ノ場所又ハ業務ノ轉換、就  
業時間ノ短縮、休憩時間ノ増加、健康狀態ノ監視其  
ノ年ニ於テ前條ノ規定ニ依ル健康診斷又ハ厚生大  
臣ノ指定スル健康診斷ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ受  
けタル回數ニ應ジ前項ノ規定ニ依ル健康診斷ハ之ヲ  
爲サシメザルコトヲ得

第七條 前二條ノ健康診斷ニ於テハ左ノ項目ニ付計測  
又ハ検査ヲ行フベシ

一體重

二視力、聽力

三感覺器、呼吸器、循環器、消化器、神經系其ノ  
他ノ臨床醫學的檢查

四「ツベルクリン」皮内反應檢查

前項第四號ノ検査ハ其ノ反應陽性ナルコト明カナル  
者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第一項ノ検査ニ依リ醫師ニ於テ必要ト認ムル者ニ付  
テハ「エックス」線検査、赤血球沈降速度検査及喀痰  
検査ヲ行フベシ

## 附則

第一項ノ特例ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス  
重要礦物增產法施行規則第七條ノ二十七第三項中「鑛

夫就業扶助規則第十一條ノ二ノ特例ニ關スル件及女  
子ノ坑内就業ニ關スル鑛夫就業扶助規則第十一條ノ二

夫就業扶助規則第十一條ノ二ノ特例ニ關スル件、女子  
ノ坑内就業ニ關スル鑛夫就業扶助規則第十一條ノ二

一項ノ特例ニ關スル件第一條乃至第三條及第五條乃至  
第七條」ヲ「昭和十八年厚生省令第二十一號第一條乃至  
第六條及第八條乃至第十條」ニ改ム

## 別記様式

## 健康診断結果報告

	神經衰弱	神經炎	其ノ他	貧血	脚氣	レウマチス	全身病			傳染病及寄生蟲病			事業場種類	事業場所在地	事業場種類	病種別	区分	要注意者	要療養者	其ノ他	男女	月	診斷施行年	坑内就業スル保テ 護者數	鑛業權者名	
							傳染病	及寄生蟲病	病	微毒	疳	淋及軟性下疳	呼吸器ノ結核													

ノ骨及運動器 疾患	皮膚及皮下 組織ノ疾患	泌尿生殖器			消化器ノ疾			呼吸器ノ疾			循環器ノ疾			神經系及感 覺器ノ疾患			トロホーム		
		結核	皮膚 癬	皮下 組織	月經異常	腎	臟	炎	腸	胃	炎	肋膜炎	氣管支炎	心臟瓣膜症	痔核	中耳炎	其ノ他	其ノ他	
關節炎	其ノ他	濕疹	瘡	痕	其ノ他	腎	臟	炎	其ノ他	腸	胃	炎	其ノ他	痔核	中耳炎	其ノ他	其ノ他		

被 檢 者 數	其 ノ 他			
	ツベルクリ ン皮内反應	陽性	陰性	疑 陽 性
備 考	一年以内ノモニ 陽性轉化發見後			

(用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

#### 健康診斷結果報告記載心得

一、坑内ニ於テ就業スル保護鑛夫ノ數欄ニハ本令ニ依リ坑内ニ於テ就業スル保護

鑛夫ノ員數ヲ男女別ニ記入スペシ

二、病種別欄ノ疾病分類ハ左表(内閣死因統計ニ依ル疾病分類)ニ據ルベシ

#### 疾 病 分 類 表

大 分 類	小 分 類	備 考	消化器ノ疾患			
			呼吸器ノ疾患	心臓辨膜症	其痔	心臓辨膜症
傳染病及寄生蟲	微徴及軟性下疳	法定傳染病、麻疹、百日咳、流行性感 冒、丹毒、呼吸器以外ノ結核、癲等	皮膚及皮下結締組織ノ疾患	其腎	其腸胃	其痔
全身病	呼吸器ノ結核		骨及運動器ノ疾患	關節炎	胃	肺
其中ト神經ノ耳ホ他炎	其脚	甲狀腺病、壞血病、徇健病、甲狀腺及副 甲狀腺ノ疾患等	其關節炎	腎	管膜炎	辨膜症
神經系及感覺器 ノ疾患	其貧	紫斑病、脾臟ノ疾患等	其常	他炎	他炎	他
血液及造血臟器 ノ疾患	ノ		他瘡疽	他	他	他
脊髓炎、角膜炎、白內障等	他血		脣、禿頭、疥癬等	脣炎	脣炎	脣炎
癰瘍性痴呆、其ノ他ノ精神病	弱炎		骨髓炎等	骨髓炎	骨髓炎	骨髓炎

消化器ノ疾患	呼吸器ノ疾患	心臓辨膜症	血行器ノ疾患			
			其痔	心臓辨膜症	其痔	心臓辨膜症
皮膚及皮下結締組織ノ疾患	骨及運動器ノ疾患	其腎	其腸胃	其痔	其痔	其痔
關節炎	關節炎	腎	胃	管膜炎	管膜炎	管膜炎
他瘡疽	他	他	他	他	他	他
脣炎	脣炎	脣炎	脣炎	脣炎	脣炎	脣炎
骨髓炎等	骨髓炎	骨髓炎	骨髓炎	骨髓炎	骨髓炎	骨髓炎

注意ト 準備欄記載ノ疾病ハ小分類中「其ノ他」ニ屬スルモノトシテ取扱フコ

三、要注意者欄ニハ被検者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ者ノ健康状態ガ作業

其ノ他ニ關シ注意ヲ必要トスルモノノ員數ヲ記入スペシ

四、要療養者欄ニハ被検者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ休業シテ療養スルコトヲ

必要トスルモノノ員數ヲ記入スペシ

五、其ノ他欄ニハ被検者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ要注意者及要療養者以外ノ

者ノ員數ヲ記入スペシ

六、其ノ年「ツベルクリン」皮内反應検査ヲ爲サザルモノ前年ニ於テ陽性ナリシ者ニ

付テハ其ノ年ニ於テモ陽性トシテ記入スペシ

七、本報告ハ毎年一月末迄ニ前年分ヲ取纏メ之ヲ差出スペシ



ルモノト看做ス

第五條 第二條及前條第一項ニ於テ國民學校ノ初等科

若ハ高等科又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科トアルハ

關東州ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法  
抄錄

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若  
ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ  
他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

國民職業能力申告令中改正の件公布

布

國民職業能力申告令中改正の件は、昭和十八年六月

九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勤勞顯功章令改正の件公布

勤勞顯功章令改正の件は、昭和十八年六月二十四日

付官報を以て左の如く公布せられた。

勤勞顯功章令改正の件

國民職業能力申告令中左ノ通改正ス

(昭和十八年六月八十八號)

第一條 勤勞顯功章ハ工業、鑛業（砂鑛業及土石採取  
業ヲ含ム）、農林畜水產業、交通業（通信業ヲ含ム）

第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ニ掲タル國民勞務手帳法ノ施行ニ關スル規定ハ

臺灣及南洋群島ニ在リテハ各之ニ相當スル法令ノ規  
定トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年一月七日公布勅令第五號國民職業能力申告

令抄錄

第十六條 要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ  
除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附

則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二  
項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ第四條第一項

ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做ス

要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付  
國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二

十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依ル報告アリ  
タルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル

申告アリタルモノト看做ス

務大臣之ヲ定ム

第六條 本令中主務大臣トアルハ第二項及第三項ニ規  
定スル場合ヲ除クノ外厚生大臣トス

本令中主務大臣トアルハ農林畜水產業ノ勤勞者又ハ  
其ノ團體ニ關シテハ農林大臣、船員及航空機職員又

ハ其ノ團體ニ關シテハ遞信大臣トス

本令中主務大臣トアルハ前項ニ規定スル場合ヲ除ク  
ノ外第一條ノ規定ニ依ル事業ノ經營者（經營擔當者  
ヲ含ム以下同ジ）若ハ其ノ團體又ハ經營者ト他ノ勤

勞者トノ團體ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス  
但シ工場事業場管理令ニ依リ管理スル同令ノ工場事

業場ニ關シテハ當該管理ノ主務大臣トス

第七條 本令中主務大臣トアルハ國ノ事業ニ使用セラ  
ル勤勞者又ハ其ノ團體ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘  
ラズ其ノ事業ノ主務大臣トス

第八條 本令中主務大臣トアルハ工場事業場管理令ノ  
主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合及陸軍又

ハ海軍ノ事業ニ使用セラル勤勞者又ハ其ノ團體ニ  
關スル場合ヲ除クノ外勤勞者又ハ其ノ團體ニ

ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧げ他ノ模範タルモノニ之  
ヲ授與スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞顯功章ハ勤勞者又ハ其ノ  
團體ニシテ危難ヲ禦ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他

ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得  
臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄  
特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ大東亞大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベキ者勤勞者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナル  
トキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス

徽章ノ形狀及制式並ニ賞狀ノ様式附圖ノ如シ

第三條 勤勞顯功章ハ主務大臣之ヲ授與ス

第四條 徽章ハ之ヲ右脇ニ佩ブルモノトス

第五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外勤勞顯功章ノ授  
與、返納其ノ他勤勞顯功章ニ關シ必要ナル事項ハ主

務大臣之ヲ定ム

ルモノト看做ス

第五條 第二條及前條第一項ニ於テ國民學校ノ初等科

若ハ高等科又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科トアルハ

關東州ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法  
抄錄

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若  
ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ  
他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

國民職業能力申告令中改正の件公  
布

國民職業能力申告令中改正の件は、昭和十八年六月  
九日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民職業能力申告令中改正の件

(昭和十八年六月八日)  
(勅令第488号)

第一條 勤勞顯功章ハ工業、鑄業（砂鑄業及土石採取  
業ヲ含ム）、農林畜水產業、交通業（通信業ヲ含ム）  
若ハ商業（之ニ準ズル事業ヲ含ム）ニ從事スル者（以  
下勤勞者ト稱ス）又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務  
ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧げ他ノ模範タルモノニ之  
ヲ授與スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞顯功章ハ勤勞者又ハ其ノ  
團體ニシテ危難ヲ禦ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他  
ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得  
定トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年一月七日公布勅令第五號國民職業能力申告  
令抄錄

第六條 要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ  
除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附

則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二  
項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ第四條第一項  
ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做ス

要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付  
國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二

十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依ル報告アリ  
タルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル  
申告アリタルモノト看做ス

勤勞顯功章令改正の件公布

勤勞顯功章令改正の件は、昭和十八年六月二十四日  
付官報を以て左の如く公布せられた。

勤勞顯功章令改正の件

(昭和十八年六月二十三日)  
(勅令第522号)

第七條 本令中主務大臣トアルハ前項ニ規定スル場合ヲ除  
キノ外第一條ノ規定ニ依ル事業ノ經營者（經營擔當者  
ヲ含ム以下同ジ）若ハ其ノ團體又ハ經營者ト他ノ勤

勞者トノ團體ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス  
但シ工場事業場管理令ニ依リ管理スル同令ノ工場事  
業場ニ關シテハ當該管理ノ主務大臣トス

第八條 本令中主務大臣トアルハ國ノ事業ニ使用セラ  
ルル勤勞者又ハ其ノ團體ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘  
ラズ其ノ事業ノ主務大臣トス

第九條 本令中主務大臣トアルハ工場事業場管理令ノ  
ハ海軍ノ事業ニ使用セラル勤勞者又ハ其ノ團體ニ  
關スル場合ヲ除クノ外勤勞顯功章ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督  
特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ滿洲國駐劄  
總領事、臺灣總督、關東州ニ在リテハ大東亞大臣トス

第十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベキ者勤勞者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナル  
トキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス  
第三條 勤勞顯功章ハ主務大臣之ヲ授與ス  
第四條 徽章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス  
第五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外勤勞顯功章ノ授  
與、返納其ノ他勤勞顯功章ニ關シ必要ナル事項ハ主  
務大臣之ヲ定ム

第六條 本令中主務大臣トアルハ第二項及第三項ニ規  
定スル場合ヲ除クノ外厚生大臣トス

本令中主務大臣トアルハ農林畜水產業ノ勤勞者又ハ  
其ノ團體ニ關シテハ農林大臣、船員及航空機職員又  
ハ其ノ團體ニ關シテハ遞信大臣トス

本令中主務大臣トアルハ前項ニ規定スル場合ヲ除  
キノ外第一條ノ規定ニ依ル事業ノ經營者（經營擔當者  
ヲ含ム以下同ジ）若ハ其ノ團體又ハ經營者ト他ノ勤

勞者トノ團體ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス  
但シ工場事業場管理令ニ依リ管理スル同令ノ工場事  
業場ニ關シテハ當該管理ノ主務大臣トス

第八條 本令中主務大臣トアルハ國ノ事業ニ使用セラ  
ルル勤勞者又ハ其ノ團體ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘  
ラズ其ノ事業ノ主務大臣トス

第九條 本令中主務大臣トアルハ工場事業場管理令ノ  
ハ海軍ノ事業ニ使用セラル勤勞者又ハ其ノ團體ニ  
關スル場合ヲ除クノ外勤勞顯功章ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督  
特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ滿洲國駐劄  
總領事、臺灣總督、關東州ニ在リテハ大東亞大臣トス

ルモノト看做ス

ルモノト看做ス

第五條 第二條及前條第一項ニ於テ國民學校ノ初等科

若ハ高等科又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科トアルハ

關東州ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法  
抄錄

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若  
ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ  
他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

國民職業能力申告令中改正の件公  
布

國民職業能力申告令中改正の件は、昭和十八年六月

九日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民職業能力申告令中改正の件

(昭和十八年六月八十八號)

第一條 勤勞顯功章ハ工業、鑛業（砂鑛業及土石採取  
業ヲ含ム）、農林畜水產業、交通業（通信業ヲ含ム）

第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ニ掲タル國民勞務手帳法ノ施行ニ關スル規定ハ

臺灣及南洋群島ニ在リテハ各之ニ相當スル法令ノ規  
定トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年一月七日公布勅令第五號國民職業能力申告  
令抄錄

第六條 要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ  
除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附

則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二  
項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ第四條第一項  
ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做ス

要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付  
國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二

十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依ル報告アリ  
タルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル  
申告アリタルモノト看做ス

勤勞顯功章令改正の件公布

勤勞顯功章令改正の件は、昭和十八年六月二十四日  
付官報を以て左の如く公布せられた。

勤勞顯功章令改正の件

(昭和十八年六月二十三日)  
(勅令第五百二十七號)

第一條 勤勞顯功章ハ工業、鑛業（砂鑛業及土石採取  
業ヲ含ム）、農林畜水產業、交通業（通信業ヲ含ム）

若ハ商業（之ニ準ズル事業ヲ含ム）ニ從事スル者（以  
下勤勞者ト稱ス）又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務  
ヲ授與スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞顯功章ハ勤勞者又ハ其ノ  
團體ニシテ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他

ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得

第二條 勤勞顯功章ハ徽章及賞狀ノ二種トシ之ヲ受ク  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベキ者勤勞者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナル  
トキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス

第三條 勤勞顯功章ハ主務大臣之ヲ授與ス

第四條 徽章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス

第五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外勤勞顯功章ノ授  
與、返納其ノ他勤勞顯功章ニ關シ必要ナル事項ハ主  
務大臣之ヲ定ム

第六條 本令中主務大臣トアルハ第二項及第三項ニ規  
定スル場合ヲ除クノ外厚生大臣トス

本令中主務大臣トアルハ農林畜水產業ノ勤勞者又ハ  
其ノ團體ニ關シテハ農林大臣、船員及航空機職員又  
ハ其ノ團體ニ關シテハ遞信大臣トス

本令中主務大臣トアルハ前項ニ規定スル場合ヲ除ク  
ノ外第一條ノ規定ニ依ル事業ノ經營者（經營擔當者  
ヲ含ム以下同ジ）若ハ其ノ團體又ハ經營者ト他ノ勤

勞者トノ團體ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス

但シ工場事業場管理令ニ依リ管理スル同令ノ工場事  
業場ニ關シテハ當該管理ノ主務大臣トス

第七條 本令中主務大臣トアルハ國ノ事業ニ使用セラ  
ル勤勞者又ハ其ノ團體ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘  
ラズ其ノ事業ノ主務大臣トス

第八條 本令中主務大臣トアルハ工場事業場管理令ノ  
主務大臣が陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合及陸軍又

ハ海軍ノ事業ニ使用セラル勤勞者又ハ其ノ團體ニ  
關スル場合ヲ除クノ外朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺

灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄  
特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ大東亞大臣トス

(附圖) 簿章ノ形狀

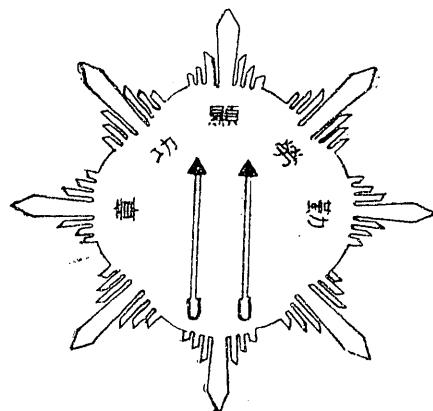
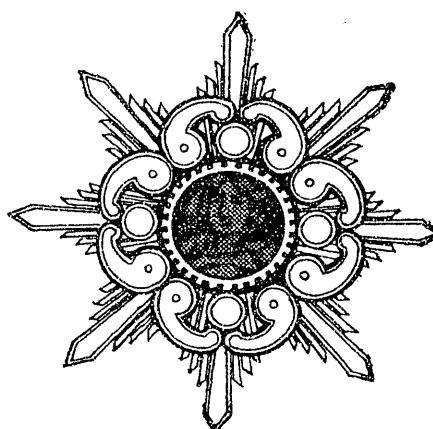
表

面

裏

面

大	地	徽	章	ノ	制	式
サ	質	銀	色	金	通	屬



側	裏	表	神像ノ部	浮	彫	金	色
		面	玉ノ部	丸	玉玉	十一真珠嵌入	通
		面	光ノ部	曲丸	十一	銅色仕上	
		面	側中	軸	十一	銀色梨地仕上	
		面	銀	光	十一	綠ハ金色磨仕上	
		色	銀	銀	十一	銀色磨仕上	
		色	色	梨	十一	綠ハ銀色磨仕上	
		磨	色	地	十一	銀色磨仕上	
		地	磨	磨	十一	綠ハ銀色磨仕上	
		仕	地	地	十一	銀色磨仕上	
		上	仕	磨	十一	綠ハ銀色磨仕上	
		上	上	上	十一	銀色磨仕上	

## 賞狀ノ様式（用紙厚紙日本標準規格第九十二號B列三番）

第一條第一項ノ規定ニ依ルモノ

## 勤勞顯功賞狀

團體名

右ハ平素協心戮力其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國  
ノ實ヲ擧げ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤  
勞顯功賞令第一條第一項ノ規定ニ依リ表彰ス

年月日

主務大臣 位勳爵 氏 名印

## 勞務動態調査規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十三號)

第一條中「毎年二回三月及九月各月」ヲ「毎年三月」ニ改  
メ、雇入豫定數ヲ削ル

第二條中「正副二通各」ヲ削ル

第七條中「正票ヲ」ヲ削ル

第十四條第六號ヲ第七號ニ改メ第五號ノ次ニ左ノ一號

ヲ加フ

六 日雇入レ使用スル者

別表様式ヲ左ノ如ク改ム

## 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞務動態調査規則中改正の件は、昭和十八年六月二  
十五日付官報を以て左の如く公布せられたが同時に勞  
務動態調査事務取扱規程も改正せられた。

第一條第三項ノ規定ニ依ルモノ

(附圖) 簿章ノ形狀

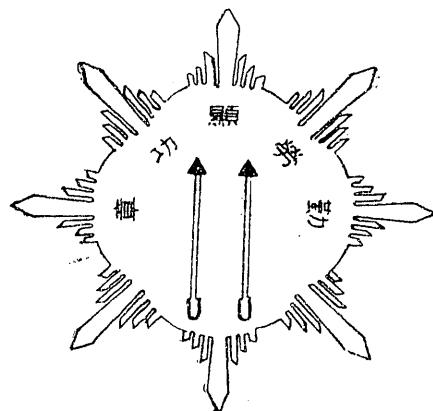
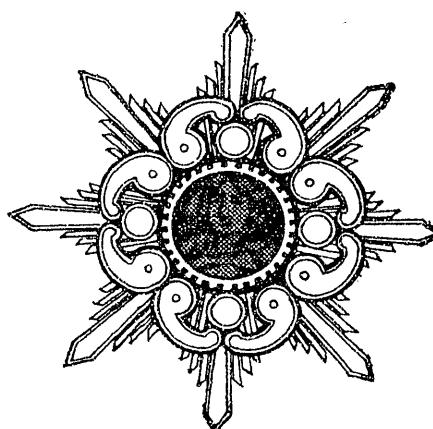
表

面

裏

面

大	地	徽	章	ノ	制	式
サ	質	銀	色	金	通	屬



側	裏	表	神像ノ部	浮	彫	金	通
		面	玉ノ部	丸	玉玉	真珠嵌入	
		面	光ノ部	曲丸	玉	金色仕上	
		面	側中	軸	一	銅色仕上	
		面	銀	光	銀色	金色磨仕上	
		色	銀	一	梨	綠色仕上	
		色	銀	銀	色	綠色磨仕上	
		磨	銀	一	地	銀色磨仕上	
		地	銀	一	磨	金色磨仕上	
		仕	銀	一	地	銀色磨仕上	
		上	銀	一	仕	金色磨仕上	

賞狀ノ様式（用紙厚紙日本標準規格第九十二號B列三番）

第一條第一項ノ規定ニ依ルモノ

## 勤勞顯功賞狀

團體名

右ハ平素協心戮力其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國  
ノ實ヲ擧げ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤  
勞顯功賞令第一條第一項ノ規定ニ依リ表彰ス

年 月 日

主務大臣 位勳爵 氏 名印

## 勞務動態調査規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十三號)

第一條中「毎年二回三月及九月各月」ヲ「毎年三月」ニ改  
メ、雇入豫定數ヲ削ル

第二條中「正副二通各」ヲ削ル

第七條中「正票ヲ」ヲ削ル

第十四條第六號ヲ第七號ニ改メ第五號ノ次ニ左ノ一號

ヲ加フ

六 日雇入レ使用スル者

別表様式ヲ左ノ如ク改ム

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條第三項ノ規定ニ依ルモノ

勞務動態調査規則中改正の件は、昭和十八年六月二  
十五日付官報を以て左の如く公布せられたが同時に勞  
務動態調査事務取扱規程も改正せられた。

別表様式

彙報

極祕	※國民職業指導所記入欄		勞務動態調査票				※調査員記入欄		
	大分類	中分類	昭和年月未現在				交付番號	調査員	
							檢印		
一 事業種類又ハ 雇傭主ノ職業	就業場名稱及 三 代表者氏名又 ハ雇傭主氏名	二 就業場所在地		都市		區	町村	丁目	番號
種 別 <small>労務者ノ職業種別</small>	四 現在雇傭人員				現在雇 員 内 三 月 以上 ニ 瓦 リ 事 セ ザ ル 者	六 過去 入 解 雇 人 間 ノ 員 1. 雇入	2. 解雇	3. 減耗	年 間 ノ 員 人
	總數	12才-19才	20才-39才	40才-59才					
事務從事者	男	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人
技術職員	男	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人
一般労務者	男	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人

1 ※印ハ報告者ハ記入シナイコト 2 數字ハ 1. 2. 3 ..... ノ如ク記入スルコト

〔参考〕

第一條 常時労務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱)

(ス)ハ労務者使用ノ場所毎ニ毎年二回三月及九月各月末現在ヲ以テ労務者ノ雇入、解雇、雇入豫定

數其ノ他労務動態ニ關スル事項ニ付労務者使用ノ場所ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視

總監以下同ジ)ニ報告ヲ爲スベシ

第二條 前條ノ報告ハ別表様式ニ依ル労務動態調査

票用紙ニ依リ正副二通各翌月十日迄ニ労務者使用

ノ

場所ヲ管轄スル市町村長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

シ

第七條 國民職業指導所長労務動態調査票ノ提出ヲ

受ケタルトキハ之ヲ審査シ五日以内ニ正票ヲ地方

長官ニ提出スベシ

第十四條 本則ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ雇傭

ニ付テハ之ヲ適用セズ

(左記略ス)

労務動態調査事務取扱規程中改正ノ

件  
(昭和十八年六月二十五日)  
厚生省訓令第十五號

第十五條、第十七條乃至第二十一條中「(正票及副票)」

ヲ削ル

第十九條中「正票副票別ニ及「夫々」ヲ削ル

第二十條中「之ヲ正票副票別ニ整理取締ノ上夫々」ヲ削ル

第二十一條中「及労務動員産業分類表」及「茲ニ労務動員産業種別名」ヲ削ル

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

#### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を

以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

第一條 常分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス

但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黒色、濃紺色又ハ白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限

ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ

第二條 常分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乗馬ノトキ以外ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得

第三條 常分ノ内國服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

第四條 當分ノ内國服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

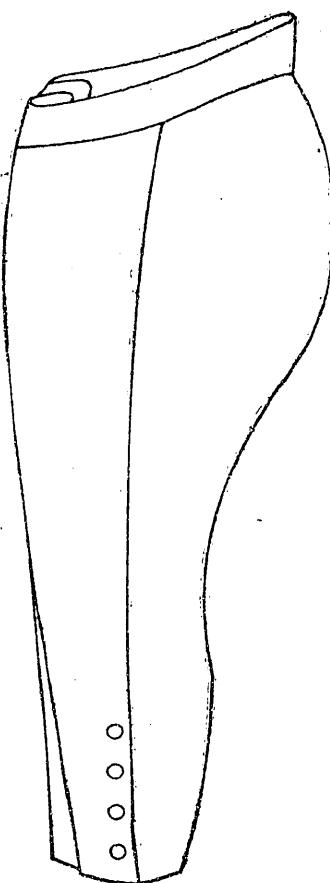
第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地 質	短 袴 制 式 表
第一條ノ規定ニ依ル 長サヌ上ニ止ム 裾口ヲ裂キ鉗各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス	製 式
形狀圖ノ如シ	地 質



#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 民族研究所官制中改正の件公布

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 民族研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

#### 食糧管理法施行規則中改正ノ件公布

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日農林省司法省令第一號)

第二條第二項中「所員 専任八人」ヲ「所員 專任十一人」ニ、「助手 専任八人」ヲ「助手 専任十一人」ニ、

「書記 専任一人」ヲ「書記 専任三人」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

#### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

民族研究所官制中改正の件  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

食糧管理法施行規則中改正の件  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日農林省司法省令第一號)

民族研究所官制中左ノ通改正ス

第一條 當分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス  
但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黒色、濃紺色又ハ  
白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限  
ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ  
第二條 當分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乗馬ノトキ以外  
ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得  
第三條 當分ノ内國服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

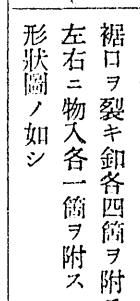
第四條 當分ノ内國民服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地 質	短 袴 制 式 表
第一條ノ規定ニ依ル	長サヌ上ニ止ム
製 式	裾口ヲ裂キ鉗各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス



所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

#### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

民族研究所官制中改正の件  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

民族研究所官制中改正の件 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

食糧管理法施行規則中改正の件  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日農林省司法省令第一號)

第一條 常分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス  
但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黒色、濃紺色又ハ  
白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限  
ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ  
第二條 常分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乗馬ノトキ以外  
ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得  
第三條 常分ノ内國服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黒色又ハ濃紺色トス

第四條 當分ノ内國民服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

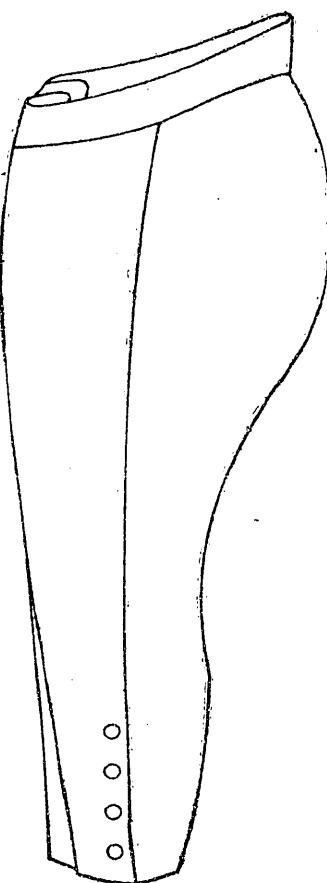
第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地 質	短 袴 制 式 表
第一條ノ規定ニ依ル	長サヌ上ニ止ム
依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス	裾口ヲ裂キ鉗各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス 形狀圖ノ如シ



所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

#### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を

以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

第一條 常分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス

但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黒色、濃紺色又ハ白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限

ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ

第二條 常分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乗馬ノトキ以外ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得

第三條 常分ノ内國服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

第四條 當分ノ内國服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

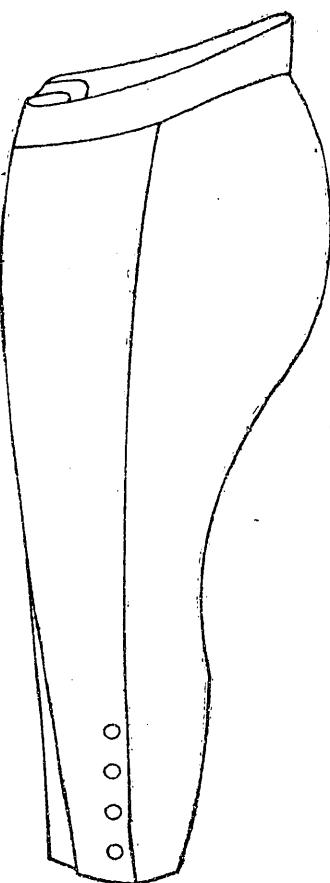
第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

地 質	短 袴 制 式 表
第一條ノ規定ニ依ル	長サヌ上ニ止ム
依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス	裾口ヲ裂キ鉗各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス 形狀圖ノ如シ



#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 民族研究所官制中改正の件公布

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ス

第二條第二項中「所員 専任八人」ヲ「所員 專任十一人」ニ、「助手 専任八人」ヲ「助手 専任十一人」ニ、

「書記 専任一人」ヲ「書記 専任三人」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

示ナキモノ」ニ改ム

(昭和十八年六月二十八日農林省司法省令第一號)

第四條第一項中「前條ノ規定ニ依リ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノ米麥」ヲ「第二條ノ證印ノ表示ナキモノ」ニ改ム

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ  
參酌シテ定ムルコトヲ得

#### 附 則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

### 外地に於ける米穀の生産獎勵に関する法律の公布

第八十二臨時議會の協賛を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に関する法律は、昭和十八年六月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス  
ル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要ス  
ル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府  
ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金  
ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補  
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公  
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

#### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮  
ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ

設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲  
ス爲」ヲ加へ「二十三億九千四百七十九萬圓」ヲ「二十四億  
千四百十萬圓」ニ改ム

#### 〔參照〕

昭和二年三月二十日公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄

#### 錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要ス  
ル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵

道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從

前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十  
萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借

入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス  
ル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公

債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り

公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補

填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公  
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

#### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年法律第九十四號第二條中「獎勵金」ノ下ニ  
「又ハ補給金」ヲ加フ

#### 〔參照〕

昭和十六年十二月四日公布法律第九十四號臺灣米穀移出管理  
特別會計法ノ特例

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管  
理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ

於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生產ヲ  
確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキ  
ハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於  
テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府  
特別會計ニ繰入ルコトヲ得

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキ  
ハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於

テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府

特別會計ニ繰入ルコトヲ得

### 食糧増產に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

食糧増產の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應  
すべき全國各方面の労動動員方策に關聯し、特に青少  
年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の  
昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれ  
たが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

#### 通牒要旨

一、労力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畠等に  
ついては市町村農會、部落農業團體等をして共同耕  
作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中  
等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力  
をなさしむることとし、これら地元團體よりの要  
請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、こ  
れに協力せしむること

二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農  
場を食糧增產に集中して經營せしむるのほか、つと  
めて學校外の食糧增產に對する勤勞協力作業をもつ  
てこれにあてしむることとし  
三、農村地域における國民學校高等科および初等科高  
學年兒童については農繁期において地元市町村農會  
の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せ  
しむること

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ  
參酌シテ定ムルコトヲ得

#### 附 則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

### 外地に於ける米穀の生産獎勵に関する法律の公布

第八十二臨時議會の協賛を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に関する法律は、昭和十八年六月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス  
ル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要ス  
ル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府  
ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金  
ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補  
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公  
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

#### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮  
ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ

設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲  
ス爲」ヲ加へ「二十三億九千四百七十九萬圓」ヲ「二十四億  
千四百十萬圓」ニ改ム

#### 〔參照〕

昭和二年三月二十日公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄

道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從

前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十  
萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借  
入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス  
ル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公  
債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り  
公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補  
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公  
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

#### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年法律第九十四號第二條中「獎勵金」ノ下ニ  
「又ハ補給金」ヲ加フ

#### 〔參照〕

昭和十六年十二月四日公布法律第九十四號臺灣米穀移出管

理特別會計法ノ特例

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管

理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ  
於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生產ヲ

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキ

ハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於

テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府

特別會計ニ繰入ルコトヲ得

### 食糧增產に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

食糧增產の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應  
すべき全國各方面の労動動員方策に關聯し、特に青少  
年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の  
昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれ  
たが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

#### 通牒要旨

一、労力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畠等に  
ついては市町村農會、部落農業團體等をして共同耕  
作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中  
等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力  
をなさしむることとし、これら地元團體よりの要  
請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、こ  
れに協力せしむること

二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農  
場を食糧增產に集中して經營せしむるのほか、つと  
めて學校外の食糧增產に對する勤勞協力作業をもつ  
てこれにあてしむることとし、  
三、農村地域における國民學校高等科および初等科高  
學年兒童については農繁期において地元市町村農會  
の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せ  
しむること

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ  
參酌シテ定ムルコトヲ得

#### 附 則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

### 外地に於ける米穀の生産獎勵に関する法律の公布

第八十二臨時議會の協賛を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に関する法律は、昭和十八年六月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス  
ル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要ス  
ル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府  
ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金  
ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補  
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公  
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

#### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮  
ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ

設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲  
ス爲」ヲ加へ「二十三億九千四百七十九萬圓」ヲ「二十四億  
千四百十萬圓」ニ改ム

#### 〔參照〕

昭和二年三月二十日公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄

錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要ス  
ル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵

道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從

前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十  
萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借  
入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス  
ル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公  
債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給  
金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り  
公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補  
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公  
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

#### 通牒要旨

一、労力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等については市町村農會、部落農業團體等をして共同耕作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に青年學徒の勤労動員方針について文部農林兩次官連名の昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれたが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

### 食糧増產に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキ  
ハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於  
テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府  
特別會計ニ繰入ルコトヲ得

第一條 朝鮮米穀移出管理制度特別會計ヨリ臺灣總督府  
特別會計ニ繰入ルコトヲ得

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要ス  
ル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵

道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從

前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十  
萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借  
入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス  
ル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公  
債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給  
金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り  
公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補  
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公  
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

#### 通牒要旨

一、労力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等については市町村農會、部落農業團體等をして共同耕作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力をなさしむることとし、これら地元團體よりの要請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員してこれに協力せしむること  
二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農場を食糧增產に集中して經營せしむるのほか、つとめて學校外の食糧增產に對する勤労協力作業をもつてこれにあてしむることとし  
三、農村地域における國民學校高等科および初等科高學年兒童については農繁期において地元市町村農會の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せしむること

〔參照〕  
昭和十六年十二月四日公布 法律第九十四號 (臺灣米穀移出管理制度特別會計法ノ特例)  
二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管  
理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ  
於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生產ヲ

四、北海道に對しその特殊事情に鑑み、必要に應じ實施せらるゝ内地農學校などの長期滞在の學校報國隊の派遣に關しては特にこれが指導の適正を期すること

五、各學校をしてその既設の農場および活用可能なる校庭等を利用せしめ、食糧増産を行はしむるはもちるん、つとめて附近の伐木跡地、河川敷、荒地工場建築豫定地等各種休閑地不耕作地等を活用し、報國農場で設置せしめ、學生生徒または兒童を交替勤員して麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀、甘藷、馬鈴薯または南瓜等各地方に適したる食糧農產物の作付を行はしむること

六、各學校は農繁期における勤員の外休業日等を利用し、食糧農產物の作付等に對しては勿論準肥及び飼料用の草刈、木炭の蒐集、土地改良工事等に對しても可及的動員を實施すること

七、本勤勞動員に要する宿舎、寢具、農具、種子等については行政官廳および關係團體協力して斡旋すること

八、本勤勞動員に要する經費その他に付相當額の助成を行ふ見込なること

### 學徒戰時勤員體制確立要綱の決定

戰時下に於ける學生生徒の勤員體制を確立する趣旨を以て文部省に於いて立案中であつた學徒戰時勤員體制確立要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられた。

### 學徒戰時勤員體制確立要綱

### 第一 方針

大東亜戰爭の現段階に對處し、教育練成内容の一環として學徒の戰時勤員體制を確立し學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤労動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戰力増強に結集せしめんとす

### 第二 要領

#### (一) 有事即應態勢の確立

學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の增强を圖らしむるとともに、必要に當りては直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとしがため概ね左記各項の方途を講ずること

一、學校報國隊組織を、直に國土防衛に有效に動員し得ることと強化すること

二、「戰時學徒體育訓練實施要綱」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等専門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒につき體育訓練を徹底すること

三、前項の學徒につき航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登録制度を確立し、本人の適性に從ひ、特技訓練を實施すること

四、基本訓練種目、戰技訓練種目および特技訓練種目につき中等學校より大學に至る訓練教科を、総合的かつ各學校の段階に適應することと制定し、もつて訓練の適正と徹底を圖ること

五、學徒全員に對する防空訓練を徹底するとともに、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊および特別警備隊としての訓練

を強化すること

六、中等學校以上の女子學徒に對し看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に從事せしむるものとし、これがため必要な施設を整備すること

#### (二) 勤労動員の強化

學徒をして挺身國家緊要の業務に從事せしめ、その心身の鍛成を全からしむるものとし、左記各項により食糧增産、國防施設建設、緊要物資生產、輸送力増強等にその重點を指向しこれが積極強力なる動員を圖ること

一、勤労動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類程度に應する作業種目の適正なる選擇により、作業效率の向上、作業量の増嵩を圖ること

二、勤労動員の期間は、學校の種類程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること

三、作業と學校との臨時かつ分散的なる關係を、可能な限り改め、力めてこれを當時かつ集注的ならしむること

四、勤労作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤労作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と事業管理者との緊密なる連繫により、作業場における學徒の取扱を一層適正ならしむること

五、員數および期間が相當多數かつ長期にわたる學徒の勤員については、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること

六、學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業によ

四、北海道に對しその特殊事情に鑑み、必要に應じ實施せらるゝ内地農學校などの長期滞在の學校報國隊の派遣に關しては特にこれが指導の適正を期すること

五、各學校をしてその既設の農場および活用可能なる校庭等を利用せしめ、食糧増産を行はしむるはもちるん、つとめて附近の伐木跡地、河川敷、荒地工場建築豫定地等各種休閑地不耕作地等を活用し、報國農場で設置せしめ、學生生徒または兒童を交替勤員して麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀、甘藷、馬鈴薯または南瓜等各地方に適したる食糧農產物の作付を行はしむること

六、各學校は農繁期における勤員の外休業日等を利用し、食糧農產物の作付等に對しては勿論準肥及び飼料用の草刈、木炭の蒐集、土地改良工事等に對しても可及的動員を實施すること

七、本勤勞動員に要する宿舎、寢具、農具、種子等については行政官廳および關係團體協力して斡旋すること

八、本勤勞動員に要する經費その他に付相當額の助成を行ふ見込なること

### 學徒戰時勤員體制確立要綱の決定

戰時下に於ける學生生徒の勤員體制を確立する趣旨を以て文部省に於いて立案中であつた學徒戰時勤員體制確立要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられた。

### 學徒戰時勤員體制確立要綱

### 第一 方針

大東亜戰爭の現段階に對處し、教育練成内容の一環として學徒の戰時勤員體制を確立し學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤労動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戰力増強に結集せしめんとす

### 第二 要領

#### (一) 有事即應態勢の確立

學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の增强を圖らしむるとともに、必要に當りては直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとしがため概ね左記各項の方途を講ずること

一、學校報國隊組織を、直に國土防衛に有效に動員し得ることと強化すること

二、「戰時學徒體育訓練實施要綱」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等専門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒につき體育訓練を徹底すること

三、前項の學徒につき航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登録制度を確立し、本人の適性に從ひ、特技訓練を實施すること

四、基本訓練種目、戰技訓練種目および特技訓練種目につき中等學校より大學に至る訓練教科を、総合的かつ各學校の段階に適應することと制定し、もつて訓練の適正と徹底を圖ること

五、學徒全員に對する防空訓練を徹底するとともに、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊および特別警備隊としての訓練

を強化すること

六、中等學校以上の女子學徒に對し看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に從事せしむるものとし、これがため必要な施設を整備すること

#### (二) 勤労動員の強化

學徒をして挺身國家緊要の業務に從事せしめ、その心身の鍛成を全からしむるものとし、左記各項により食糧增産、國防施設建設、緊要物資生產、輸送力増強等にその重點を指向しこれが積極強力なる動員を圖ること

#### 一、勤労動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類程度に應する作業種目の適正なる選擇により、作業效率の向上、作業量の増嵩を圖ること

二、勤労動員の期間は、學校の種類程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること

三、作業と學校との臨時かつ分散的なる關係を、可能な限り改め、力めてこれを當時かつ集注的ならしむること

四、勤労作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤労作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と事業管理者との緊密なる連繫により、作業場における學徒の取扱を一層適正ならしむること

五、員數および期間が相當多數かつ長期にわたる學徒の勤員については、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること

六、學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業によ

る傷痍その他の事故の豫防救護に遺憾ながらしむること

七、食糧増産作業については食糧増産應急對策(閣議決定)に即應し、從來實施し來れる農耕應接作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

と

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむこと

(ロ) 既設の學校報國農場その他の附屬農園については、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地および一般學校用地についても主要食糧および雜穀を栽培せしむること

(ハ) 収穫物の運搬、害蟲驅除、除草、綠肥刈取等につき學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして可及的一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地との緊結を圖ること

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地の簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等

については、一校または數校を特定し、努めて一貫作業を自途としてこれが完成に協力せしむること

八、各種の工場事業場等における勤労動員について

は、特に左記各項を考慮しこれが實效を收めしむること

(イ) 學校の種類、程度および土地の情況を勘案すること

し、適當なる計畫を得たる場合は、通常常時循環して計畫的に一定要員を出動せしむること。

(ロ) 學徒の専門技能は努めこれを活用すること

(ハ) 學校の實習場などにおいても、工場と連繋を密にし、その委託作業に從事せしむること

九、女子にありては前各項によるのほか、特に中等學校以上の學校につき工場地域、農村等に簡易または季節的幼稚園保育所および共同炊事場を設置せしめまたは他の經營するこの種施設において保育等に從事せしむること

### 統制會に對する勤労行政部面の一部 委讓に關する勅令案要綱の決定

鐵鋼、石炭、造船及び輕金屬の超重點產業統制會その他鐵山統制會等に對する勤労行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見るに到り、勤労行政に關する一時期を劃することとなつたが、右要綱を掲ぐれば左の如くである。

#### 統制會に對する勤労行政職權委讓

第一 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要產業團體令に依る鐵鋼統制會、石炭統制會、鐵山統制會、造船統制會及び輕金屬統制會(以下統制會と稱す)にこれを委任すること

一、工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定による許可

二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定による認可

三、工場事業場技能者養成令に基きて發する命令による認可

四、工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

五、貨金統制令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

六、貨金統制令第卅一條第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

七、貨金統制令第卅一条第一項の規定による職權を執行すべきこと

八、貨金統制令第卅一条第一項の規定による職權を執行すべきものに附ては命令を以て之を定むること

九、貨金統制令第卅一条第一項の規定に依り統制會の行ふ職權及前條の規定に依り統制會の爲す經由に關しては厚生大臣の指揮監督を承ること

十、厚生大臣は第一の規定に依り統制會の爲す處分にして法令に違反し、公益を害し又は職權を超ゆるものありと認むるときはその他當該處分を不適當なりと認むるときは之を停止し、取消し又は變更することを得ること

十一、厚生大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消し又は變更したるときはその旨を告示すべきこと

十二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に依る認可

十三、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に依る許可

る傷痍その他の事故の豫防救護に遺憾ながらしむること

七、食糧増産作業については食糧増産應急對策(閣議決定)に即應し、從來實施し來れる農耕應接作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

と

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむこと

(ロ) 既設の學校報國農場その他の附屬農園については、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地および一般學校用地についても主要食糧および雜穀を栽培せしむること

(ハ) 収穫物の運搬、害蟲驅除、除草、綠肥刈取等につき學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして可及的一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地との緊結を圖ること

と

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地の簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等

については、一校または數校を特定し、努めて一貫作業を自途としてこれが完成に協力せしむること

八、各種の工場事業場等における勤労動員について

は、特に左記各項を考慮しこれが實效を收めしむること

(イ) 學校の種類、程度および土地の情況を勘案すること

し、適當なる計畫を得たる場合は、通常常時循環して計畫的に一定要員を出動せしむること。

(ロ) 學徒の専門技能は努めこれを活用すること

(ハ) 學校の實習場などにおいても、工場と連繋を密にし、その委託作業に從事せしむること

九、女子にありては前各項によるのほか、特に中等學校以上の學校につき工場地域、農村等に簡易または季節的幼稚園保育所および共同炊事場を設置せしめまたは他の經營するこの種施設において保育等に從事せしむること

### 統制會に對する勤労行政部面の一部 委讓に關する勅令案要綱の決定

鐵鋼、石炭、造船及び輕金屬の超重點產業統制會その他鐵山統制會等に對する勤労行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見るに到り、勤労行政に關する一時期を劃することとなつたが、右要綱を掲ぐれば左の如くである。

#### 統制會に對する勤労行政職權委讓

第一 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要產業團體令に關する行政官廳の職權は重要產業團體令に依る鐵鋼統制會、石炭統制會、鐵山統制會、造船統制會及び輕金屬統制會(以下統制會と稱す)にこれを委任すること

一、工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定による許可

二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に

による認可

三、工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に

よる職權にして厚生大臣の定むるもの

四、工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る報告徵取(前三號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限る)

五、賃金統制令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

六、賃金統制令第卅一條第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限る)

統制會は前項の規定により委任せられたる職權を行ふべきこと

第二 行政官廳に提出すべき勤労行政に關する書類にして統制會を經由すべきものに附ては命令を以て之を定むること

第三 第一の規定に依り統制會の行ふ職權及前條の規定に依り統制會の爲す經由に關しては厚生大臣の指揮監督を承ること

第四 厚生大臣は第一の規定に依り統制會の爲す處分にして法令に違反し、公益を害し又は職權を超ゆるものありと認むるときはその他當該處分を不適當なりと認むるときは之を停止し、取消し又は變更することを得ること

厚生大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消し又は變更したるときはその旨を告示すべきこと

第五 第一の規定により統制會の行ふ處分は行政執行法第五條の規定の適用に附ては行政官廳の法令に基きてなす處分と看做すこの場合に於ては同條の當該

行政官廳は當該處分に係る事項に關する主務官廳とする」と

第六 第一の規定により統制會が行政官廳の職權を行ふ場合または第二の規定により行政官廳に提出すべき書類が統制會を經由するものとせらるゝ場合に於ては許可認可等行政事務處理簡捷令の適用に附しては當該統制會はこれを行政廳と看做すこと

第七 第一及第二の規定により統制會の行ふ事務に要する経費は統制會の負擔とすること

第八 本令に定むるもの外第一の規定に依り統制會が行政官廳の職權を行ふ場合及第二の規定に依り行政官廳に提出すべき書類が統制會を經由するものとせらるゝ場合に於ける必要なる事項は厚生大臣命令を以て之を定むること

第九 厚生大臣左に掲ぐる職權を行ふに當りては統制會の意見を徵するものとすること

(一) 學校卒業者使用制限令第二條第一項の規定に依る認可

(二) 勞務調整令第二條第一項の規定に依る工場事業場その他の場所の指定

(三) 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

第十 厚生大臣左の各號の一に該當する事項に關する必要なる計畫を樹立する場合においては統制會の意見を徵するものとすること

(一) 勞務整調令第六條の規定による國民職業指導所の行ふ國民學校修了者の紹介

(二) 勞務調整令第七條第一號の規定による國民職業指導所の行ふ一般青壯年の紹介

第十一 第九及第十の規定は工場事業場管理令により陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場事業場に關してはこれを適用せざること

## 日滿農政研究會の滿洲開拓第一次五ヶ年計畫に關する希望決議

日滿農政研究會に於いては昭和十八年六月二十四日第五回總會に際し、現下の新事態に即應すべき滿洲開拓第二次五ヶ年計畫の具體的方策について協議、大要左の如き方策を決議、日滿兩國政府に對し要望することとなつた。

### 一 決議

#### 一、日本側において講すべき方策

(一) 開拓民送出促進の大國民運動の展開

滿洲開拓の國策的意義を國民各層に滲透せしめ、拓土送出を促進せしめるため政府指導の下に

一大國民運動を開拓する

(二) 行政機構の整備

開拓行政の特異性に鑑み地方廳におけるこれが

専管機構の確立を圖る

(三) 分村計畫の強力なる推進

(イ) 日滿を通ずる食糧增産の確保および農業人口の定有がわが國農政の根幹たるに鑑み、皇國

農村確立促進方策を講ずるに當つては重要な

實踐要目として分村計畫を推進せしめるやう措置する

(ロ) 分村計畫を遂行せんとする農村は努めて優先的に標準農村に指定するとともに、開拓團の

編成に當つては標準農村の分村計畫と密接なる關聯を保持せしめる

(ハ) 農村の地主階級に對し分村計畫に對する關心を振起せしめ、これに協力せしめる方途を考究する

(四) 企業整備に伴ふ大陸歸農開拓民送出の促進時局の要請に即應し轉廢業を必要とするものについては速かに具體的送出計畫を促進する

(五) 開拓團および青年義勇隊編成の指導者に對する養成施設の整備

開拓團および青年義勇隊鄉土部隊編成の成否が指導者の資質如何に懸るに鑑み、養成施設を整備し指導者の大量的養成を圖る

#### 二、滿洲國側において講すべき方策

分村における生産物を適當に母村に特配する」とき處置を講ずる

(一) 補充入植計畫ならびに弱體開拓團整理計畫の樹立

(二) 蘭員送出期間を經過した開拓團で團員の現在數

が計畫戸數と著しく懸隔のあるものは速に補充入植計畫を樹立し、補充入植の困難なものは速かに

地盤整理を行ひ、開拓地の効率的利用を圖るとともに新規入植地の確保に資する

(二) 入植基本施設の事前整備

開拓地における道路、家屋、役畜など入植ならびに

增産上必要な基本施設は政府またはその代行機

關において開拓民入植以前に整備せしめ、開拓民をして専ら増産に挺身せしめるやう考究する

行政官廳は當該處分に係る事項に關する主務官廳とする」と

第六 第一の規定により統制會が行政官廳の職權を行ふ場合または第二の規定により行政官廳に提出すべき書類が統制會を經由するものとせらるゝ場合に於ては許可認可等行政事務處理簡捷令の適用に附しては當該統制會はこれを行政廳と看做すこと

第七 第一及第二の規定により統制會の行ふ事務に要する経費は統制會の負擔とすること

第八 本令に定むるもの外第一の規定に依り統制會が行政官廳の職權を行ふ場合及第二の規定に依り行政官廳に提出すべき書類が統制會を經由するものとせらるゝ場合に於ける必要なる事項は厚生大臣命令を以て之を定むること

第九 厚生大臣左に掲ぐる職權を行ふに當りては統制會の意見を徵するものとすること

(一) 學校卒業者使用制限令第二條第一項の規定に依る認可

(二) 勞務調整令第二條第一項の規定に依る工場事業場その他の場所の指定

(三) 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

第十 厚生大臣左の各號の一に該當する事項に關する必要なる計畫を樹立する場合においては統制會の意見を徵するものとすること

(一) 勞務整調令第六條の規定による國民職業指導所の行ふ國民學校修了者の紹介

(二) 勞務調整令第七條第一號の規定による國民職業指導所の行ふ一般青壯年の紹介

第十一 第九及第十の規定は工場事業場管理令により陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場事業場に關してはこれを適用せざること

## 日滿農政研究會の滿洲開拓第一次五ヶ年計畫に關する希望決議

日滿農政研究會に於いては昭和十八年六月二十四日第五回總會に際し、現下の新事態に即應すべき滿洲開拓第二次五ヶ年計畫の具體的方策について協議、大要左の如き方策を決議、日滿兩國政府に對し要望することとなつた。

### 一 決議

#### 一、日本側において講ずべき方策

(一) 開拓民送出促進の大國民運動の展開

滿洲開拓の國策的意義を國民各層に滲透せしめ、拓土送出を促進せしめるため政府指導の下に

一大國民運動を開拓する

#### (二) 行政機構の整備

開拓行政の特異性に鑑み地方廳におけるこれが

專管機構の確立を圖る

#### (三) 分村計畫の強力なる推進

(イ) 日滿を通ずる食糧增産の確保および農業人口の定有がわが國農政の根幹たるに鑑み、皇國

農村確立促進方策を講ずるに當つては重要な

實踐要目として分村計畫を推進せしめるやう措置する

(ロ) 分村計畫を遂行せんとする農村は努めて優先的に標準農村に指定するとともに、開拓團の

編成に當つては標準農村の分村計畫と密接なる關聯を保持せしめる

(ハ) 農村の地主階級に對し分村計畫に對する關心を振起せしめ、これに協力せしめる方途を考究する

(四) 企業整備に伴ふ大陸歸農開拓民送出の促進時局の要請に即應し轉廢業を必要とするものについては速かに具體的送出計畫を促進する

(五) 開拓團および青年義勇隊編成の指導者に對する養成施設の整備

開拓團および青年義勇隊鄉土部隊編成の成否が指導者の資質如何に懸るに鑑み、養成施設を整備し指導者の大量的養成を圖る

#### 二、滿洲國側において講ずべき方策

分村における生産物を適當に母村に特配する」とき處置を講ずる

#### (一) 補充入植計畫ならびに弱體開拓團整理計畫の樹立

團員送出期間を經過した開拓團で團員の現在數が計畫戸數と著しく懸隔のあるものは速に補充入植計畫を樹立し、補充入植の困難なものは速かに地區整理を行ひ、開拓地の効率的利用を圖るともに新規入植地の確保に資する

#### (二) 入植基本施設の事前整備

開拓地における道路、家屋、役畜など入植ならびに增産上必要な基本施設は政府またはその代行機

關において開拓民入植以前に整備せしめ、開拓民をして専ら増産に挺身せしめるやう考究する

## 長野縣小縣郡神科村の結婚斡旋制度

民間に於ける結婚媒介機関は適齡結婚奨励の國策的要望に答へて從來の私的營利事業から職場又は町村會等の手による公共的厚生事業に轉換しつゝあり、最近にも東京都豊島區目白町一、二丁目町會が町内會五百五十世帯の中から男女(男二十五歳、女十八歳以上)未婚者の登録を行ひ結婚の斡旋媒介を始めるに到つた如きもその一例であるが、農村地方に於けるこの種制度の一例として今昭和十八年二月長野縣小縣郡神科村に始められた結婚斡旋制度に關する斡旋規程その他關係書類様式の一部を掲ぐれば以下の如くである。

### 神科村結婚斡旋規程

第一條 人口政策ニ則リ結婚奨励ニ資スル目的ヲ以テ神科村方面委員會ニ結婚斡旋部ヲ置ク

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ行フ事業概要左ノ如

#### イ 結婚適齢者ノ調査

口 一般及軍人遺族家族並傷痍軍人開拓民ノ結婚斡旋

八 優生結婚思想並早婚思想ノ普及  
二 新生活様式ニ依ル結婚式ノ指導  
ホ 其他必要ナル事項

第三條 方面委員會長ハ方面委員其他適當ナル者ヲ選  
ビタル結婚斡旋委員ヲ設置ス

第四條 韓旋委員ハ縣及郡內方面委員他都市結婚斡旋委員其ノ他各種關係機關ト連繫シ第二條ニ掲グル諸事業ノ圓滑適正ナル進捗ヲ圖ルモノトス

第五條 斡旋委員ハ成ベク毎月例會ヲ開キ關係アルモ。ロ、斡事ニハ役場社會係主任ニ嘱託ス  
ノヲ出席セシムル事ヲ得

第六條 結婚斡旋ニ關スル書類帳簿等ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

二、本會ノ會合ニハ司法保護委員ノ會同ヲ求ムルコト得  
三、大東亞戰爭態勢確立ノ爲結婚斡旋委員ヲ設ク。結婚斡旋委員ハ各區ヨリ一名宛人選シ之ニ司法保護委員ヲ加ヘ委嘱ス

四、結婚斡旋委員職務ノ爲出張シタルトキハ旅費(實費)ヲ支給スルコトヲ得

(裏面)

家 族 及 親 戚 の こ と							
母	父	家 族 氏 名	年 齡	職 業	健 否	生 活 程 度	備 考

右結婚斡旋相受度履歴書及寫真添附の上申込を致します

昭 和 年 月 日 本 籍

住 所 本 人 年 月 日 生

殿 父母又は戸主

人口世帯登録 摘回票 摘出票

四式



第五號様式

婚 告 報

書

昭和年月日

右ノ通整婚候條及報告候也

第三號様式一表面

號(甲)男子結婚斡旋申込書		昭和年月日受理	
自己のこし (ありのままに) 相手に対する希望條件(満足すべき最低度)			
被験診断の要否		無の旨	
健康		年以前理由	
兵役關係		煙草は	
宗教		酒は	
年齢		好	
性別		略	
婚姻地現地在学		再婚意味	
年供の数		配偶死別	
年供の数		再婚	
性質		嗜好	
職業		宗敎	
體格		好	
體長		宗敎	
體質		好	
職業		宗敎	
體容		好	
數へ年		好	
性質		好	
財產		好	
狀態		好	
健廉		好	
數へ年		好	
性質		好	
體容		好	
體度		好	
連れ子		好	
再婚		好	
家柄		好	
教育		好	
年齢		好	
宗教		好	
年齢		好	
性別		好	
婚姻地		好	
年生月日		好	
職業		好	
年生月日		好	
區別		好	
整婚年月日		好	
將頤關係方面委員氏名		好	
参考事項		好	

郡市方面委員會結婚斡旋部御中

市町村方面委員

夫現居住地		一般軍人ノ遺族、家族、傷病軍人開拓民	
年生月日		年生月日	
職業		職業	
學歷		學歷	
初婚別		初婚別	
初婚、再婚		初婚、再婚	
氏名		氏名	
區別		區別	
整婚年月日		整婚年月日	
將頤關係方面委員氏名		參考事項	

第四種様式 (表四)

(乙) 女子結婚斡旋申込書

昭和 年 月 日受理

催状況

富山市に於ける人口問題懇談會開

自己のこと (ありのままに)			相手に対する希望條件 (満足すべき最低度)		
職業	身長	入収	年齢	財産と 収入	性質
體格	體重	健康	状態		
學歴					
宗教					
趣味					
支度					
再婚の場合	離別	死別	年前	理由	
連れ子					
無育の原因と健康					
(裏面は男子申込書裏面に同じ)					
其の他の特徴					
健診の要否					
其他の特徴					
子先妻の再婚					
家庭					
職業					
年齢					
教育					
家柄					
本居すばき					

昭和十八年七月一日午前九時二十分富山縣廳第一會議室に開催、縣側よりは坂信彌知事外十二名、講師として神谷厚生事務官並に厚生省研究所研究官館稔、横田年の兩名、會側よりは會長佐佐木侯爵以下係員六名、その他一般參會者二十名、開會の辭、知事挨拶の後、神谷厚生事務官より「人口政策の概要」と題して政府方針の大綱について説明あり、別記の如き題下に出席者より夫々活潑なる發言及び懇談を行ひ、午後零時二十分閉會した。

右懇談會に於ける出席者氏名及び懇談題目を示せば左の如くである。

出席者氏名

人口問題研究會々長佐佐木行忠

同會幹事厚生省  
人口局活潑課長 築 築

同會幹事同務官 神 谷 秀 夫

厚生省研究所研究官 横 田 年

内政部長 森 本 雅 雄

經濟部長 枝 本 韶 義

官房長 井 口 正 夫

衛生課長 新 井 英 夫

警察部長 打 尾 忠 治

文教課長 堀 部 清

兵事厚生課長 新 井 英 夫

文教課長 堀 部 清

文教課長 榊 上 亮

文教課長 榊 上 亮

五、諸項ノ經費財源ハ本村費補助又ハ本村社會事業協会ノ寄附金ヲ以テ充當ス

附則

此申合セハ昭和十八年二月一日ヨリ施行ス

財團法人人口問題研究會の富山、福井兩市に於ける人口問題懇談會並に同講演會の開催

第四款様式 (表四)

(乙) 女子結婚斡旋申込書

昭和 年 月 日受理

催状況

富山市に於ける人口問題懇談會開

自己のこと (ありのままに)			相手に対する希望條件 (満足すべき最低度)		
職業	年収	年齢	財産と 收入	性質	體容
體格	體重				
性質					
學歴					
宗教					
趣味					
支度					
再婚の場合	離別	年前理由			
連れ子					
無有の場合は此處に記入					
〔裏面は男子申込書裏面に同じ〕					
健康診断の要否	其他の条件	子先妻供の再婚	家庭	職業	年齢 教育 家柄

昭和十八年七月一日午前九時二十分富山縣廳第一會議室に開催、縣側よりは坂信彌知事外十二名、講師として神谷厚生事務官並に厚生省研究所研究官館稔、横田年の兩名、會側よりは會長佐佐木侯爵以下係員六名、その他一般參會者二十名、開會の辭、知事挨拶の後、神谷厚生事務官より「人口政策の概要」と題して政府方針の大綱について説明あり、別記の如き題下に出席者より夫々活潑なる發言及び懇談を行ひ、午後零時二十分閉會した。

右懇談會に於ける出席者氏名及び懇談題目を示せば左の如くである。

出席者氏名

人口問題研究會々長佐佐木行忠

同會幹事厚生省  
人口局活潑課長 築

同會幹事同務官  
厚生省研究所人口民族  
部人口政策研究部長 館

厚生省研究所研究官 橋

内政部長 森 本 雅 雄  
經濟部長 桧 本 韶 義  
厚生省研究所研究官 橋

内政部長 森 本 雅 雄

經濟部長 桧 本 韶 義

厚生省研究所研究官 橋

内政部長 森 本 雅 雄

經濟部長 桧 本 韶 義

厚生省研究所研究官 橋

内政部長 森 本 雅 雄

經濟部長 桧 本 韶 義

厚生省研究所研究官 橋

内政部長 森 本 雅 雄

經濟部長 桧 本 韶 義

厚生省研究所研究官 橋

内政部長 森 本 雅 雄

經濟部長 桧 本 韶 義

- 五、諸項ノ經費財源ハ本村費補助又ハ本村社會事業協会ノ寄附金ヲ以テ充當ス
- 附則  
此申合セハ昭和十八年二月一日ヨリ施行ス
- 財團法人人口問題研究會の富山、福井兩市に於ける人口問題懇談會並に同講演會の開催

富山市に於ける人口問題講演會開催狀況

(昭和十八年七月一日自午後一時  
至午後四時、於富山縣會議場)

地方課長 橋 本 喜 一

勞政課長 三 田 正 敏

職業課長 森 榮 松

保険課長 中 里 喜 一

食糧課長 阿 部 春 夫

水産課長 小 西 民 之 助

謹慎課長 金 山 寛 介

富山縣貿易課長 赤 間 德 壽

富山市長 森 勇

高岡市長 木 津 太 郎 平

富山縣警察課長 竹 田 駿 三

富山陸軍病院長 喜 多 村 虎 次

日本赤十字社富山支部病院長 松 井 捨 八 郎

縣醫師會富山市支部長 橫 田 清

縣會議員 野 上 資 良

富山縣會議員 岩 田 七 郎 右 節 門

町長會長 島 田 七 郎 右 節 門

富山中學校長 橋 正 次

富山縣師範學校女部長 谷 本 武 夫

北日本新聞社編輯局長 篠 田 健 二

日本總領事館領事 坪 谷 敦 一

富山市社會課長 大 間 知 圓 兵 衛

櫻井保健所長 林 謹 一

福野保健所長代理 永 井 弘 之

上市保健所長 宮 浦 繁 太 郎

高岡保健所長 蓮 村 博

富山市方商委員聯盟會長 高 島 菅 根

八尾保健所長代理 清 水 勝 正

縣厚生協會技師 平 山 長 藏

大日本婦人會縣支部副支部長 齋 藤 外 喜

同富山市支部長 森 八 千 代

富山市方商委員聯盟會長 福 田 美 明

縣助產婦協會長 高 島 菅 根

厚生事務官 神 谷 秀 夫

厚生事務官 新 井 英 夫

厚生事務官 橋 田 年

厚生省研究所研究官 橋 田 年

厚生事務官 林 謹 一

厚生事務官 赤 間 德 壽

厚生事務官 酒 井 修 白

縣醫師會長 酒 井 修 白

縣會議員 野 上 資 良

大日本婦人會縣支部副支部長 齋 藤 外 喜

富山市社會課長 大 間 知 圓 兵 衛

富山縣師範學校女部長 橋 田 清

八、女學校に於ける保健教育に就て

富山縣師範學校女部長 谷 本 武 夫

九、保育所、共同炊事、營養指導に就て

大日本婦人會富山市支部長 森 八 千 代

十、保健婦設置に就て

十一、妊娠婦の保護に就て

懇談題目

一、人口政策の概要

二、縣に於ける人口増強施策

三、保健所の活動に就て

四、人口増強に就て

五、乳幼兒の死亡、發育等に就て

六、結婚問題に就て

七、結核豫防に就て

八、女學校に於ける保健教育に就て

九、保育所、共同炊事、營養指導に就て

十、保健婦設置に就て

十一、妊娠婦の保護に就て

福井市に於ける人口問題懇談會開催狀況

厚生省研究所研究官 橋 田 年

厚生事務官 神 谷 秀 夫

厚生事務官 新 井 英 夫

厚生事務官 橋 田 年

厚生事務官 林 謹 一

厚生事務官 赤 間 德 壽

厚生事務官 酒 井 修 白

厚生事務官 酒 井 修 白

厚生事務官 野 上 資 良

厚生事務官 齋 藤 外 喜

厚生事務官 大 間 知 圓 兵 衛

厚生事務官 橋 田 清

厚生事務官 谷 本 武 夫

人口問題研究會會長 侯爵 佐 佐 木 行 忠

厚生事務官 神 谷 秀 夫

厚生事務官 本 多 龍 雄

厚生事務官 橋 田 年

厚生事務官 本 多 龍 雄

厚生事務官 本 多 龍 雄

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

厚生省研究所研究官 橋 田 年

厚生事務官 神 谷 秀 夫

厚生事務官 新 井 英 夫

厚生事務官 橋 田 年

厚生事務官 林 謹 一

厚生事務官 赤 間 德 壽

厚生事務官 酒 井 修 白

厚生事務官 酒 井 修 白

厚生事務官 野 上 資 良

厚生事務官 齋 藤 外 喜

厚生事務官 大 間 知 圓 兵 衛

厚生事務官 橋 田 清

厚生事務官 谷 本 武 夫

人口問題研究會會長 侯爵 佐 佐 木 行 忠

厚生事務官 神 谷 秀 夫

厚生事務官 本 多 龍 雄

厚生事務官 橋 田 年

厚生事務官 本 多 龍 雄

厚生事務官 本 多 龍 雄

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

稔

厚生省研究所研究官補 窪田 嘉彰

同

厚生省研究所書記

中野 博司

市立旭國民學校長

吉 村 豊

市立東安國民學校長

岩 佐 久 信

人口問題研究會研究員

中山 良男

市立東安國民學校長

石 原 豊

同

助手

本田 豊穂

日本醫學會北滿洲分會會長

大野 淳五

同

顧問

家入 龍雄

縣齒科醫師會長

宇賀治民造

知事

永野 若松

市立商業學校長

田卷 政憲

警察部長

鈴木 琢二

私立仁愛高等女學校長

金岡 正孝

教學課長

藤井 幸永

私立北陸中等學校長

楠 法 龍

地方技術

井上 小イト

市立春山國民學校長

高松 龜代治

屬託

南部 一馬

市立豐國國民學校長

谷口 忠士

勝山保健所

大久保朝太郎

市立足羽國民學校長

吉田 甚作

福井市長

落合慶四郎

市立明林國民學校長

田原安兵衛

福井市助役

水間 伊夫

市立鶴見國民學校長

柳下 彥雄

市厚生課長

鹽見 誠

市立櫻島國民學校長

江島 勝三郎

森田町長

森川 魁土

市立日本國民學校長

兒玉 衡

岡保村長

天谷直右衛門

市立寶永國民學校長

洲崎 隆一

松岡町長

松浦市郎兵衛

縣產婆會長

柳下 太平

社村長

中東 善七

大政翼賛會事務局長

荒井 公

市厚生課員

田中 政治郎

縣產婆會長

嵯峨 德二

師範學校長

林 重信

縣立福井中學校長

荒井 仁右衛門

縣立乾國民學校長

加藤 佐助

縣立營養國民學校長

竹澤 利臣

市立道明國民學校長

村上 隆太郎

市立保健所

山下 昇

四、市に於ける人口増強施策

福井市長代理 水間 伊夫

五、醫師會としての活動状況

縣醫師會長 大野 淳五

六、福井縣齒科醫師會の活動状況

同 國際齒科醫師會長 宇賀治民造

七、戰時下に於ける結婚談問題

大政翼賛會主事 林

八、女學校に於ける保健教育、其の他

縣立高等女學校 那須 正正

九、人口問題と學校衛生

學校營會長 柳下 彥雄

十、本縣に於ける結婚、妊娠分娩及其の合併症

流早死産及不妊症の現狀と其對策につき産婦科  
醫及產婆の職責の重大なる所以と專心協力する  
覺悟について

十一、婦人會健民主任の狀況に就て

大日本婦人會支那總會 荒井 公

十二、縣に於ける保健婦の活動状況

福井縣保健婦協會  
縣產婆會長 洲崎 隆一

十三、福井市に於ける人口問題講演會開催狀況

福井縣保健婦協會  
縣產婆會長 洲崎 隆一

十四、民族増強と戰時下の結婚

厚生事務會 神谷 秀夫

(昭和十八年七月二日自午後三時五十分、於福井市公會堂)

十五、市に於ける人口増強施策

厚生事務會 神谷 秀夫

十六、我が國現下の人口問題

厚生省研究所研究官 橫田 年